



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	プファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)におけるネーデルラント系カルヴァン派亡命者コロニーの形成とその経済活動(1562～1622)(3・完): ドイツにおける改革派領邦国家とネーデルラント系来住者
Author(s)	石坂, 昭雄
Citation	経済學研究, 43(1), 1-43
Issue Date	1993-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31929
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(1)_P1-43.pdf



プファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）における ネーデルラント系カルヴァン派亡命者コロニーの 形成とその経済活動（1562～1622）（3・完）

——ドイツにおける改革派領邦国家とネーデルラント系来住者——

石 坂 昭 雄

前号までの目次

- I. はじめに
- II. 序曲——迫害を逃れて。イングランドのグラストン
ベリーからドイツの帝国都市フランクフルトへ——
 - (1) グラストンベリーのワロン人亡命者コロニー（1550
～1553年）
 - (2) 再び亡命の旅に——帝国都市フランクフルトへ
——
- III. 帝国都市フランクフルト・アム・マインにおける初
期のネーデルラント系宗教亡命者 とその経済活
動（1554～1562）
 - (1) 16世紀中葉の帝国都市フランクフルトの社会・経
済構造と宗教的状況
 - (2) ネーデルラント系プロテスタントの出身地と職業
 - (3) ワロン、フラマン、イギリス3亡命者教会の形成
とルター派市教会との対立。
(以上第39巻第2号)
- IV. プファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）におけ
るネーデルラント系カルヴァン派 亡命者コロニ
ー（1562～1622）

(1) 16世紀後半のプファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）の政治的・宗教的状況——ルター派とカルヴィニズムの狭間にて——

A. フリードリッヒ3世（1559～1576）の《第2次宗教改革》導入とネーデルラント人亡命者コロニーの誕生

B. ルートヴィッヒ6世によるプファルツ選帝侯国のルター派への復帰。ヨーハン・カジミールのプファルツ・ラウテルン侯国分邦（1576～1583）と新コロニーの設

立。プファルツの再統合（1583～1622）

(2) ネーデルラント人亡命者コロニーの社会・経済構造——
フランケンタール、シェーナウ、サンクト・ランプレヒ
ト、オッテルベルク、オイスアール——

A. 宗教的・行政的自治（以上第42巻第2号）

B. 出身地と人口動態

(1) 出身地 次ぎにこれらの来住者の出身地を追跡しなければならないが、フランケンタールをのぞいて、来住者の出身地に関する纏まった史料は、いまのところ存在していない。そこで、以下、主としてその教会関係の記録を手掛かりに、判明した限りでの出身地の分布状況を分析して行きたい。

a. ネーデルラント（低地ドイツ）語系すでに述べた通り、フランケンタールの最初の移住者は、牧師のペテルス・ダテヌス Petrus Dathenus やカスパー・ファン・デア・ヘイデン Caspar van der Heydenに率いられて帝国都市フランクフルト・アム・マインを捨てた、殆どがフランドル系の60家族であるが、その職業や出身地は、フランケンタール側には全く記録されていない。幸いに、フランクフルトでのネーデルラント人亡命者を研究したヴィッツェル Georg Witzel が、フランクフルト側の史料によってその一部、33家族の出身地を明らかにした。これに加えて、デカフェレ Johan Decavele による、フランドルのプロテスタント関係訴追者リストによって20名のデータがえられ、うち先の記録6名分を訂正補足し、14名分を追加した。この

第1表 1562年 フランケンタール移住者出身地

フランドル (地名不明)	14
フランドル西部地区 Westkwartier (地名不明)	1
Hondschoote	5
Belle	4
Kortrijk	2
Meteren	2
Nieuwkerke	2
フェルネ代官区Veurneambacht	2
Beveren/Ijzer	1
Westouter	2
Waasten	1
Cassel	1
Kemmel	1
Reningelst	1
Sint-Jans-Cappel	1
Aalst	1
Brugge	1
Thielt	1
Antwerpen	3
Tourcoing	1
Selgen	1
合 計	48

典拠：注1)

ほか牧師のカスパール・ファン・デア・ヘイデンを加えて48名の出身地が判明する。(第1表) それによれば、その殆どがフランドルであり、地名が判明する限りでは、西南フランドルのセー織の最大の中心ホントスホーテ Hondschoote やベレBelle(フランス語表記ではベユール Bail-leul) とその周辺の諸農村工業村落が圧倒的に多いし、また職業構成でも、紡毛織工 tisserand de drap, サーイ織工 sayetteur, saaiwever, tisserand de saye ないしホントスホーテ織工 textor panni hondiscotani, アラス織工 Arrasweber, textor panni ostadinorum が多い。[職業統計については後出17頁]¹⁾その後の移住者については、必ずしも全員が市民権を取得したわけではなく、また市民権申請者全員の出生地ないし出

身地、前住地を記載しているのは1572-73年のみで、他の年は記載が例外的である。しかし、1577年までの趨勢を見るならば134名の移住者のうち、アントウェルペンが8、ブリュッセル14も含む、ブラーバントが増加し、またフランドルでもタペストリー織を中心とするアウデナールデ Oudenaarde の12が目立つ²⁾。(第2表)

その後の時期については、自治体あるいは教会がその所属員全体の出身地の調査を行ったことはなく、それゆえ、わずかに利用できる史料は、『フランケンタール・ネーデルラント(低地ドイツ)語系改革派教会』De Nederduytsche ghemeente tot Franckenthall の洗礼、結婚記録(1565-1689年)に時々記載されている本人ないし両親、証人の出身地(または前住地)ないし出生地の記載であるが、それも決して網羅的ではなく、極く一部——全体の約20%程度——に限られ、しかも、移住の年もまた移住時の年齢も不明である。従って、移住の時期的分布を把むには大きな制約があるが、とりあえず、この唯一の史料を手掛かりにして、若干の個別の出身地に関する史料で補足しながら、その分布を取ってみたい³⁾。

(1908), 21-3; J. Decavele, *De dageraad van de reformatie in Vlaanderen (1525-1565)*, II (Brussel, 1975), bijlage.

2) A. von den Velden, "Aus dem Frankenthaler Stadtarchiv, VI (Die ersten 300 Bürger Frankenthals, aufgenommen 1562-1580)", *MFAV*, 12 (1904), 18-20; A. von den Velden, "Die niederländischen Maler in Frankenthal", *MFAV*, 16 (1908), 19-20. 一部は教会記録による(注3)

3) A. von den Velden, (ed.), *Registres de l'église réformée Néerlandaise de Frankenthal au Palatinat 1565-1689* [以下RENFと略], I [Registres de Baptêmes], II [Registre de mariages], (Bruxelles, 1911-13); Fr. W. Cuno, "Zwei gelehrte Niederländer in Frankenthal", *MFAV*, 2 (1894), 23; J. Kraus, "Frankenthaler Gold- und Silberschmiede", *MFAV*, 2 (1894), 25-6, 30-32, 38-9; A. von den Velden, "Die Familie Behaghel in Frankenthal bis zum Beginn des 30jährigen Krieges", *MFAV*, 15 (1907), 5-6A; von den Velden, "Die Familie Costenobel oder Costenoble in Frankenthal", *MFAV*, 15 (1907), 33-4; A. von den Velden, "Genealogis-

1) G. Witzel, "Beiträge zur Kenntnis der ersten Frankenthaler Bürger", *Monatschrift des Frankenthaler Altertumsvereins* (以下MFAVと略), 16

第2表 フランケンタール1566-79年

新市民出身地		エノー合計	3
フランドル Vlaanderen (地名不明)		Borchloon	1
西フランドル Westvlaanderen		Liege	1
Belle (Bailleul)		Hasselt	1
Steenwerck		Limbourg	2
Nieuwerkerke		Walhorn	1
Wervik		Susteren	1
Hondschoote		Weert	1
Steenvoorde		リエージュ・リンビュルフ 合計	8
Dranouter		Gravenhage, 's-	1
Kortrijk		Oosterzee/Zwarte Sluis	1
Commiene		北ネーデルラント 合計	2
Meregem (Merville)		Aachen	1
フランドル西部合計		Wesel	1
Sint-Niclaas		Neuß (の近傍)	1
Axel		Kempen	1
Beveren (Vierambacht)		Kleve	2
Steenhuis		Worms	1
Gent		Sankt Lambrecht	1
Oudenaarde		Schriesheim	1
Etikhove		Ottweiler	1
Brederen		Lambsheim	1
Lembeke		Mörsch bei Frankenthal	1
フランドル東部 合計		Bendersheim	1
フランドル 合計		Orlegens	1
Lille		Oggersheim	1
Armentières		Hessisch (Heßheim?)	1
Tournai		Gießen	1
Templeuve		Edigheim	1
ワロン・フランドル		Bergcatel a. d. Mosel	1
Antwerpen		Lindenfels	1
Berg/Antwerpen		Pfeddersheim	1
Brussel		Fürt	1
Leuven		Neuhausen	1
Lier		Flammersheim	1
Essene		Walen	1
Geel		Hillenart	1
Chenis (Br)		Grunenbruch	1
Helmond		Luwentzwig	1
Oosterwijck		Nördlingen	1
ブ ラ ー バ ント 合計		Kronach/Bamberg	1
Hainaut		Neuburg	1
Lessines		ド イ ツ 合計	31
Braine (Hainaut)		総 計	134

典拠：注2)

che Nachrichten über das Geschlecht (de) Car-
mers", *MFAV*, 14(1906),1-3; J. Kraus, "Ärtzte,Apotheker usw. in Frankenthal im 16.-19. Jahr-
hundert", *MFAV*, 17 (1909),27-29,33-4,41-2,45-

この教会記録は、一応1689年まで続いているが、1622年の30年戦争によるカトリック＝皇帝軍による占領以降は、新規の亡命者の流入は極めて限られ、逆に流出が続いたから、この年度以降に現れる出身地は算入する必要はないであろう。また、結婚や洗礼の証人で、明らかに移住者ではないもの、例えば、近隣の市町村の牧師や役人、ハイデルベルクやフランクフルト・アム・マインやノイ・ハーナウなど（後にはアムステルダムも）の居住者を除くと、記載の出身地は678件である。（重複は除く）これに、最初の移住者48名、1578年までの市民権申請者64名とその他の様々な研究で明らかにされた移住者70名を併せた807名についての出身地を分類したのが、第3表、第4表および第1図、第2図である。なお、その際、移住者の職業が併記されたり、他の史料で確認できる場合は極めて稀である。

このうち、出身地として、ハプスブルク家支配下のネーデルラント17州およびリエージュ司教領Principauté de Liège、スタヴロー＝マルメディー帝国直属修道院領 Reichsabtei Stablo-Malmédy (Stavelôt-Malmédy)、カンブレー Principauté-Evêque de Cambraiを含めた、ネーデルラント地域を挙げているのは、約48%の391人のみで、さらに390人がドイツ帝国内部の各地から、この他フランス(ロレーヌ公国 Duché de Lorraine, メッツ Metz を含む)から8名、イギリス(グレート・ブリテン)18名が移住し

ている。

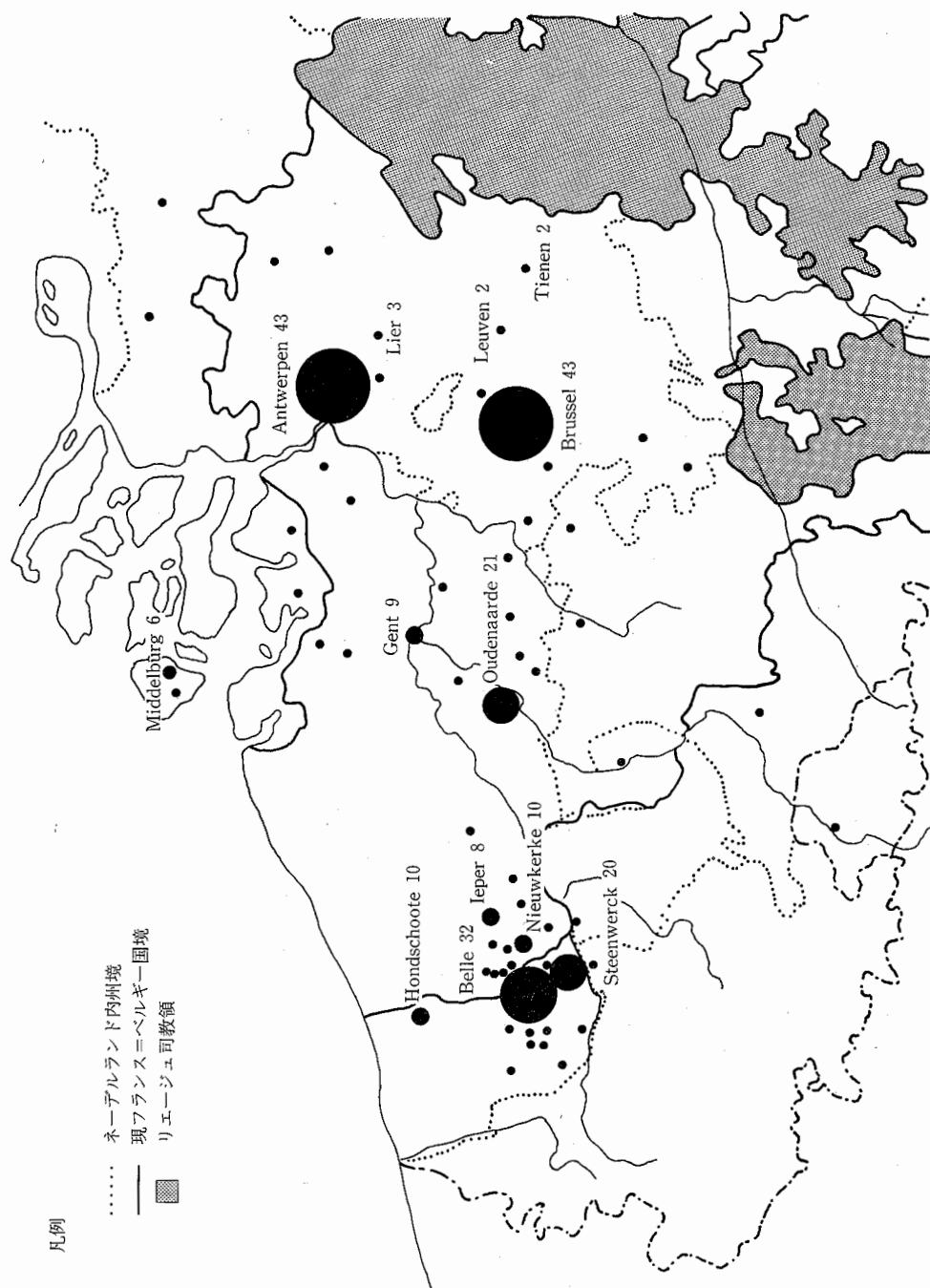
ところで、ネーデルラントのなかで大部分を占めているのが、フランドルとブラーバントの両州である。

まず、フランドルについていえば、ヘント Gent (ダテヌスとは特別に深い関係にあった) やブリュッヘ Brugge, イーペル Ieper などの大権都市からの移住者は、それほど多くはない。もっとも密集しているのは、南西フランドルで、現在のフランス・ベルギー国境を挟んだ「ベレ代官区」Bellambacht の農村市場町や農村で、ベレ(ベユール) Belle (Bailleul) の32件、ステーンウェルク Steenwerck の20、ニューケルケ Nieuwerkerke10を核に、管区内7つの農村〔Meteren, Strazeele, Sint-Jans-Cappel, Niepkerk (Nieppe), Kaster (Câstre), Vleteren (Flêtre), Dranouter〕、さらに隣の「イーペル城代官区」Kasselrij Ieper 内のケンメル Kemmel や、「カッセル代官区」Cassel-Ambachtのポーペリング Poperinghe, ステーンフォールデ Steenvoorde, カッセルCassel, メリス Merris, メレヘムMeregem (Merville) など、周辺の小都市・市場町・農村に散らばっており、さらに東のレイエ川 Leieの兩岸に点在する小都市に連なっている。さらに、すぐ北に接してかのホントスホーテ Hondshoote も10件を記録している。さて、このベレ＝カッセル地域は、ホントスホーテやアルマンチエール Armentières ほどの有力な農村毛織物工業の中心地ではなかったにせよ、すでに14世紀から紡毛毛織物工業村落として登場しており、また有る程度までは新梳毛毛織物工業も普及していた⁴⁾。しかも、この一角こそ、1566年に全ネーデルラントを揺るがせた、かの『偶像破壊運動』beeldenstorm の勃発

-6, ff.; A. von den Velden, "Willem van den Velde, Bürger und Einwohner von Frankenthal von 1586 bis 1623", *MFAV*, 4(1896), 52, 54-6; この他, E. Bütfering, "Niederländische Exulanten in Frankenthal, Neu-Hanau und Altona: Herkunftsgebiete, Migrationswege und Ansiedlungsorte" in W. Ehbrecht und H. Schilling, (Hg.), *Niederlande und Nordwestdeutschland. Studien zur Regional- und Stadtgeschichte Nordwestkontinentaleuropas im Mittelalter und in der Neuzeit. Franz Petri zum 80. Geburtstag* (Köln-Wien, 1983), 347-417, besonders 381-392 が、市会議事録 Ratsprotokollen などによって確認した若干を追加した。

4) これら地域における毛織物工業については、H. É. De Sagher, (éd.), *Recueil des documents relatifs à l'histoire de l'industrie drapière en Flandre*, 2e partie, t. I ~ III (Bruxelles, 1955-66) および拙稿「オランダ共和国の経済的興隆と17世紀のヨーロッパ経済——その再検討のために——」北海道大学『経済学研究』第24巻第4号(1974年), 15, 61頁参照。

第1図 フランケンタール・低地ドイツ語教会出身地
（フランドル・ブラーバント州）



第3表 フランケンタル・ネーデルラント語系亡命者出身地

ネーデルラント		ドイツ		フランス・イギリス	
Belle	32	Frankfurt a. M.	31	フランス	8
Steenwerck	20	Aachen	35		
Nieuwkerke	13	Köln	32	London	4
Hondschoote	10	Hamburg	3	Sandwich	2
Veurne (Amabacht)	2	Hanau	13	その他のイギリス	12
Poperinghe	2	Wesel	7	イギリス合計	18
Meteren	4	Duisburg	5		
Kemmel	2	Nürnberg	2		
Westouter	3	Bremen	2		
Sint-Jans-Cappel	2	Mannheim	3		
Reningelst	2	Pfalzburg	3		
Ieper	8	Stade	1		
Kortrijk	3	コロニー所在地合計	138		
その他	14				
南西フランドル合計	117	Düsseldorf	2		
北西フランドル	5	Geilenkirchen	3		
Gent	9	Kleve	2		
Oudenaarde	21	Breberen	4		
Etikhove	4	Eschen	4		
Oudegem	2	Berghausen	2		
その他(村落)	19	その他	36		
東フランドル合計	55	ニーダーライン地方合計	53		
地名不明	17	Worms	18		
フランドル合計	194	Straßburg	6		
		Speyer	2		
		Mainz	2		
		Trier	1		
ワロン・フランドル, アルトア	6	オーバーライン諸都市合計	28		
Antwerpen	43	Heidelberg	17		
Brussel	43	Alzey	4		
Lier	3	Oppenheim	3		
Leuven	2	Heßheim	4		
Tienen	2	Lambsheim	6		
Essene	2	Oggersheim	6		
Vilvoorde	2	Sankt-Lambrecht	2		
その他のフラマン語系村落	9	Groß-Umstadt	2		
ワロン語系村落	1	Osthofen	3		
ブラーバント合計	107	Bockenheim	2		
Enghien	2	Wintersheim	2		
その他のエノー	4	Oberingsheim	2		
地名不明	1	Pfedsersheim	3		
エノー合計	7	Westhofen	2		
Dinant	1	その他のプファルツ	11		
Cambrai	2	プファルツ合計	65		
Hasselt	3	Bockenheim	2		
Geldern	4	Lindenfels	2		
Maastricht	2	Pforzheim	2		
Eupen	2	Kriegsheim	3		
		Elsaß	2		
		その他のオーバイライン地方	45		

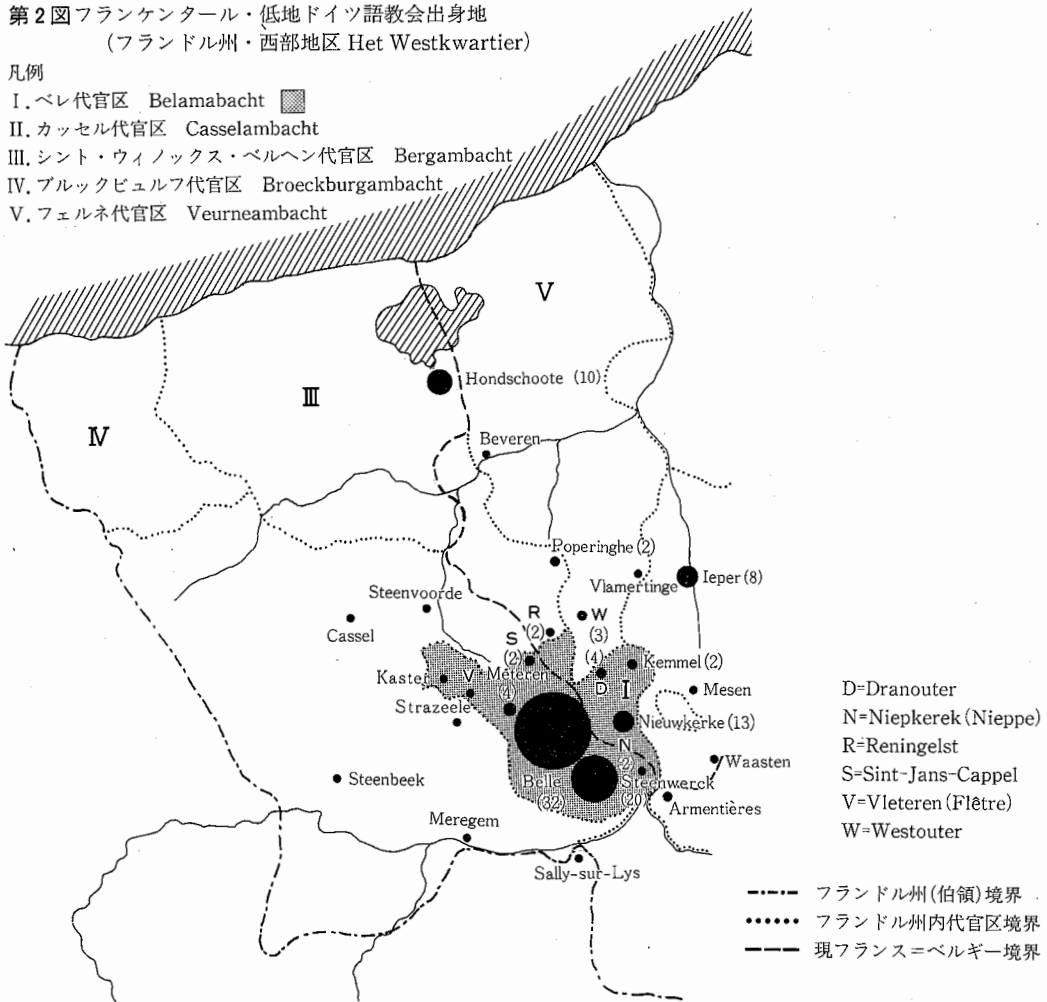
ネーデルラント		ドイツ		フランス・イギリス	
Limbourg	2	オーバイラン地方合計	56		
その他	16				
リージュ司教領・リンブルク公国合計	29	Mannebach	3		
		Neuhausen	2		
Aelingen	1	Fürt	2		
		その他	35		
Amsterdam	12	その他の南ドイツ合計	42		
Middelburg	4				
Leiden	6	北ドイツ	7		
Utrecht	3				
Oudenkerke	2				
その他	18				
北ネーデルラント合計	45				
ネーデルラント総計	392	ドイツ総計	389	フランス・イギリス計	26
				総 計	807

典拠：注3

第2図 フランケンタール・低地ドイツ語教会出身地
(フランドル州・西部地区 Het Westkwartier)

凡例

- I. ベレ代官区 Belamabacht
 II. カッセル代官区 Casselambacht
 III. シント・ウィノックス・ベルヘン代官区 Bergambacht
 IV. ブルックビュルフ代官区 Broeckburgambacht
 V. フェルネ代官区 Veurneambacht



第4表 フランケンタール・ネーデルラント語系亡命者
年代別・出身地

	ネーデル ラント	ドイツ亡命者 コロニー	ニーダー ライン	オーバー・ ライン都市	クア・ プファルツ	その他 オーバーライン	その他 ドイツ	イギリス フランス	合 計
1562-1577	151	2	4	1	8	8	8	0	182
1578-1590	32	10	2	6	7	8	3	1	69
1591-1599	55	14	11	4	6	8	8	0	106
1600-1610	91	52	24	11	22	16	12	10	238
1611-1622	58	59	12	7	22	16	18	15	207
不明	5	0	0	0	0	0	0	0	5
合 計	392	137	53	29	65	56	49	26	807

注：年代は記録初出年
典拠：注3)

の地でもあったし、指導者のダテヌスの郷里(カッセル)に他ならなかった⁵⁾。それに続く激しい弾圧のなかで、この地域から多数の亡命者がフランケンタールに移住してきたのも、この縁故をたどったものであろうし、フランケンタールの紡毛・梳毛毛織物工業の一部も恐らくこの地域の亡命者がもたらしたものと考えられる。さらに、東フランドルでは、特権都市ヘントを別にすれば、突出しているのが、小都市アウデナールデ Oudenaarde で、21件を数える。ここは、タペストリーの生産地として有名であり、事実、ここからの亡命者の何人かはこの職業に携わっていた。また近隣の農村からもこの業種の移住者3名を数える⁶⁾。他方で、この時代にすでに東フランドルに広がっていた農村や小都市の麻織

物工業地帯、とりわけ「アールスト管区」Land van Aalst 内の村落からは、エーティックホーヴェ Etihove(4)をふくめ12に止どまって、けっして高い比重ではない。さてこれに次ぐのが、隣のブラーバント州(106件)であるが、ここでは、大国際商業都市のアントウェルペン(42)と全ネーデルラントの首都であったブリュッセル(43)が、その大部分を占めている。その全員の職業は確認できないが、商業のみならず、絹織物や毛織物の仕上げ、さらに宝石・貴金属、芸術など、多様な分野にわたっている。

この他、ハッセルト Hasselt などの、リエージュ司教領北部のネーデルラント語地帯やリンビュルフ公国 Hertogendom Limburg (Duché du Limbourg)、上ゲルデルン Ober-Geldern などのネーデルラント語やドイツ語地域(オイペン Eupen, ゲルデルン, マーストリヒト Maastricht)は、全体で29名を数える。なお、後にオランダとして独立する北部7州の地域(北ネーデルラント)は、アムステルダム(12名が目立つとはいえず、全部で45名にとどまっている。多分この地域からの亡命者は、関係の深かったハンブルクやブレーメン、ヴェーゼルなどの北ドイツの方に流れたためであろう。

さて、出身地のリストには、さらに390件のドイツの地名が登場する。このなかで1/3, 138人を占めているのが、帝国都市のフランクフルト

5) 『偶像破壊運動』については、M. Dierickx, "De beeldenstorm en Frans-Vlaanderen", *Ons Erfdeel*, 10(1966), 13-20; M. Backhouse, *Beeldenstorm en Bosgeuzen in het Westkwartier (1566-168)*: *Bijdrage tot de Geschiedenis van de goddiensstroebeelen der Zuidelijke Nederlanden in de XVIde eeuw* (Handelingen van de Geschied- en Oudheidkundige Kring van Kortrijk, NR. 38, 1971).

6) J. Kraus, "Die Wandteppich-Fabrikation in Frankenthal im 16. und 17. Jahrhundert", *MFAV*, 16(1908), 37-8; M. Vanwelden, *Het tapijtweverambacht te Oudenaarde 1441-1772* (Oudenaarde, 1979); J. Kraus, "Frankenthaler Gold- und Silberschmiede"; A. von den Velden, "Die niederländische Maler in Frankenthal".

・アム・マイン,アーヘン,ケルン,ハンブルク,ブレーメン,ニュルンベルク,領邦都市のヴェーゼル Wesel,デュースブルク Duisburg(クレフェ公国),シュターデ Stadeなどの,明らかにネーデルラント人亡命者コロニーが誕生した諸都市である。後に言及するように,フランクエンタールは,これらのコロニーとは,宗教的にも相互に深い交流を続け,またとりわけフランクフルト・アム・マインのような商業的中心と経済的關係は相変わらずなお緊密であったから,移住者の大部分が——本来のドイツ人も全くなかったわけではないが(例えばヨルダン・ペルツァー Jordan Peltzer)——ネーデルラント人亡命者の再移住であったものと考えられる。

またフランクフルト・アム・マインから分離して1597年に発足する,ノイ・ハーナウ Neu-Hanau からも,30年戦争までに13人の移住者を迎えている。この他,プファルツ=フェルデンツ伯 Pfalzgraf Georg Hans von Veldenz-Lützenstein が1572年に,ドイツのルター派やフランスのカルヴァン派を招致して建設した要塞都市プファルツブルク Pfalzburg(ただし1584年にロレーヌ公に売却)からの移住者が1589年以降,3件現れている⁷⁾。

また,ネーデルラントに隣接したニーダー・ライン地方,とりわけユーリッヒ公国 Herzogtum Jülich やクレフェ公国 Herzogtum Kleve には,早くから多数のネーデルラント人プロテスタントが亡命・散住して幾つかの小都市に亡命者コロニー=教会を結成していたし,さらにアイフェル山地をはじめ数多くの村落に散らばっていた。これらのニーダー・ライン地域からは,主として16世紀末から17世紀に入って,デュッセルドルフをはじめ42の都市や村落から53件の移住が記録されている。ただし,ネーデルラン

トの東部とは言語的にも近いこれら地域の出身者であれば,ネーデルラント人の低地ドイツ語教会に所属することには不便を感じなかった筈で,亡命者以外のドイツ人がかなり含まれていると思われる⁸⁾。

さらに,フランクエンタールに近い,ヴォルムス Worms,シュトラースブルク Straßburg,シュパイヤー Speyer などの帝国自由都市や,トリアー Trier,マインツ Mainz などの司教都市からは,16世紀の末から29名が移住している。その一部には,ネーデルラント系の名前が見いだされるものの,これも亡命者の再移住かどうかは判定しえない。

さらに,16世紀末から顕著になっていくのが,同じプファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)内部の出身者である。勿論その筆頭には,首府のハイデルベルク Heidelberg があり,大学や選帝侯の宮廷に多くのネーデルラント人が仕えていたから,ここからの再移住は当然考えられるが,果たして全部がネーデルラント人かどうかは,姓名だけでは確認できない。他方で,他のワロン=フランス語系コロニーであるサンクト・ランプレヒトやオッテルブルク,シェーナウからの移住者は殆どいないのにたいして,むしろ1580年以降急速に増えてきたのは,周辺の村落(ラムスハイム Lambsheim,オグゲルスハイム Oggersheim,ヘスハイム Heßheim,ヘルクスハイム Hercxheimなど)ないし小都市(アルツァイ Alzey,オッペンハイム Oppenheim,クロイツナッハ Kreuznach)の出身者であり,牧師や官吏,所領管理人など極く少数のネーデルラント人を除けば,殆どが地元のプファルツ人であろう。この他,エルザスを含めたオーバーライン地域の出身者は56件,それ以外のドイツ全域から49件が検出されている⁹⁾。

7) H. W. Herrmann, "Pfalzburg und Lixheim. Zwei frühneuzeitliche wittelsbachische Stadtgründungen am Rande der Vogesen", *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde*, 47(1980), 13-26.

8) 拙稿「16世紀におけるネーデルラント・プロテスタントのドイツ散住—その経済史的概観—」,北海道大学『経済学研究』第27巻第1号,1977年3月,314頁

9) 例えば,画家のピーター・スハウブルックの父ニクラスは,1570-78年の間(デュ・ジョン赴任までの間),ノイシュタットから出向してサンクト・ランブ

なお、注目すべきは、1603年以後のイギリス人の来住で、18名に達し、そのなかにはリーバールト Janneken Liebaert など、旧ネーデルラント人亡命者の子孫と思われる姓名のものが何人か見いだされるが、恐らくその多くは、本来のイギリス人であろう¹⁰⁾。

このように、16世紀のうちは、フランドルおよびブラバントからの移住が圧倒的であったのに対し、17世紀に入ってから、ネーデルラントからの移住の波は途切れ、アーヘン、フランクフルト・アム・マイン、ケルンなどの他の亡命者コロニーからの再移住が増加し、また近隣のプファルツ選帝侯国領も含めたドイツ各地からの移住によってネーデルラント語教会員すらかかなりのドイツ人が混入する傾向がはっきりと窺われる。

b. フランス (ワロン) 語系 フランス (ワロン) 語系の住民は、1577年にルートヴィッヒ 6 世によってハイデルベルクを追放された『ハイデルベルク・フランス語系改革派教会』L'église française de Heydelberg (1569-77) をその前身とし、『フランケンタール・フランス語系改革派教会』L'église française de Frankenthal となった後、1577-1596年の埋葬、洗礼、婚姻の記録を遺している¹¹⁾。それゆえ、17世紀について

の動向は不明であり、出身地の記載件数も272件、他の史料による補充を含めても283件と、ネーデルラント語系の1/3に過ぎない。その分布を表したのが第5表、および第3図であるが、ここから、あるはっきりした特徴が浮かび上がってくる。このうち、ネーデルラントは半数の148を数えるが、フランクフルト・アム・マインで有力であった、リール Lille, ヴァランシアンヌ Valenciennes, トゥルネー Tournai などのワロン・フランドル=エノーの出身者は28名と少数であるのに対して、113名 (59.5%) を占めるのが、リエージュ司教領やリンブルク公国、スタヴロー=マルメディー帝国直属修道院領 Stavelôt-Malmédyの出身者であり、とりわけ、すでに粗紡毛織物工業が勃興しつつあったヴェルヴィエ Verviers (19), ランブール Limbourg (16), ディゾン Dison, オディモン Hodimont などの農村工業村落や、スタヴロー (12), スタンペール Stembert などの山間部の製鉄・鉄工業や皮革工業、炭焼きの村落に分散している。すでに、ヴェルヴィエの商人や毛織物の織元は、帝国都市アーヘンを通じて羊毛や染料を購入していただけてだけでなく、その製品の販路を求めて遙かフランクフルト・アム・マインやシュトラースブルクまで赴いていたし、この一帯は、かのカルヴァン派の指導者ユニウス (デュ・ジョン François Du Jon, *Franciscus Junius*) が精力的に布教活動を行った本拠地でもあった¹²⁾。こうしたなかでランブールの高級裁判所参審員 Schöffen der hohen Gericht で、周辺に所領を有していたラトロー Ratlo 一族のルナール Renard やマユー Mahieu, アンワトヌ・ミユルコー Antoine Mulkeau をはじめ織元や商人も含めて多数のプロテスタントが、帝国都市アーヘンと並んでシェーナウやサンクト・ランブレヒトなどの諸コロニーも含めたプファルツ選

レヒトの教会を司牧し、1571年のエムデンのネーデルラント人亡命者教会会議 Synode に代表として出席しているが、のちヘッスハイムの牧師に移った。1000 Jahre Lambrecht, S.199.

10) 1620年に結婚したLaureis Bollは、[イギリス?] 国王侍従であり、多分、選帝侯妃(ジェイムズ1世王女)エリザベスに従ってプファルツ入りしたのであろう。このほかのイングランドやスコットランド出身者は、軍人ではないかと思われるが、職業は不明である。その出身地は、ロンドン4名だけでなく、広く、コルチエスター、カーマーゼン、コヴェントリー、ダンディーなどに分散している。

11) A. von den Velden, (Hg.), *Das Kirchenbuch der französischen reformierten Gemeinde zu Heidelberg 1569-1577 und Frankenthal in der Pfalz* [以下KFFと略] (Weimar, 1908); J. Kraus, "Die Künstler Familie Vaillant und ihre Beziehungen zu Frankenthal", *MFAV*, 5 (1897), 17-19, 21-2, 29-30, 34-5, 39, 41, 45-6 [Wallerant Vaillant]

12) I. Delatte, "Le commerce et l'industrie de Verviers au XVI^e siècle", *Bulletin de la Société ver-viétoise d'archéologie et d'histoire*, 40 (1959), 7-21.

第5表 フランケンタール・フランス語教会員出身地

ネーデルラント		ドイツ		フランス語圏	
Tournai	2	Frankfurt	10	Suisse	3
その他ワロン・フランドル	4	Aachen	1	Metz	9
ワロン・フランドル	6	Köln	1	Troyes	3
Antwerpen	2	その他のニーダーライン地方	2	Cornetz	3
Brussel	4	ニーダーライン合計	14	Bar-le-Duc	2
その他のブラバント	2			Sedan	2
ブラバント合計	8	Heidelberg	6	Marquigni	2
Valenciennes	6	Sankt-Lambrecht	11	Chasteaune	2
その他エノー	9	Schönau	11	Lorraine	1
エノー合計	15	Otterberg	4	Pont-à-Mussson	1
Verviers	19	その他のプファルツ	4	Savoy	1
Limbourg	16	プファルツ合計	36	その他のフランス	22
Stavelot	12			フランス(地名不明)	13
Dison	9	Worms	3	フランス語圏合計	64
Liège	6	Speyer	4	総計	283
Stembert	6	Pfalzburg	3		
Heues	6	Markirch	2		
Hodimont	4	その他南ドイツ	9		
Heusy	3	南ドイツ合計	21		
Jalhay	3	ドイツ総計	71		
Heur-le-Tixhe	3				
Jehanster	2				
Francorchamps	2				
Dolhain	2				
その他	20				
リエージュ=リンブルク=マルメディ計	113				
Cambrai	2				
ルクセンブルク(ワロン)	2				
ルクセンブルク(ドイツ)	1				
北ネーデルラント	2				
ネーデルラント合計	149				

典拠：注11)

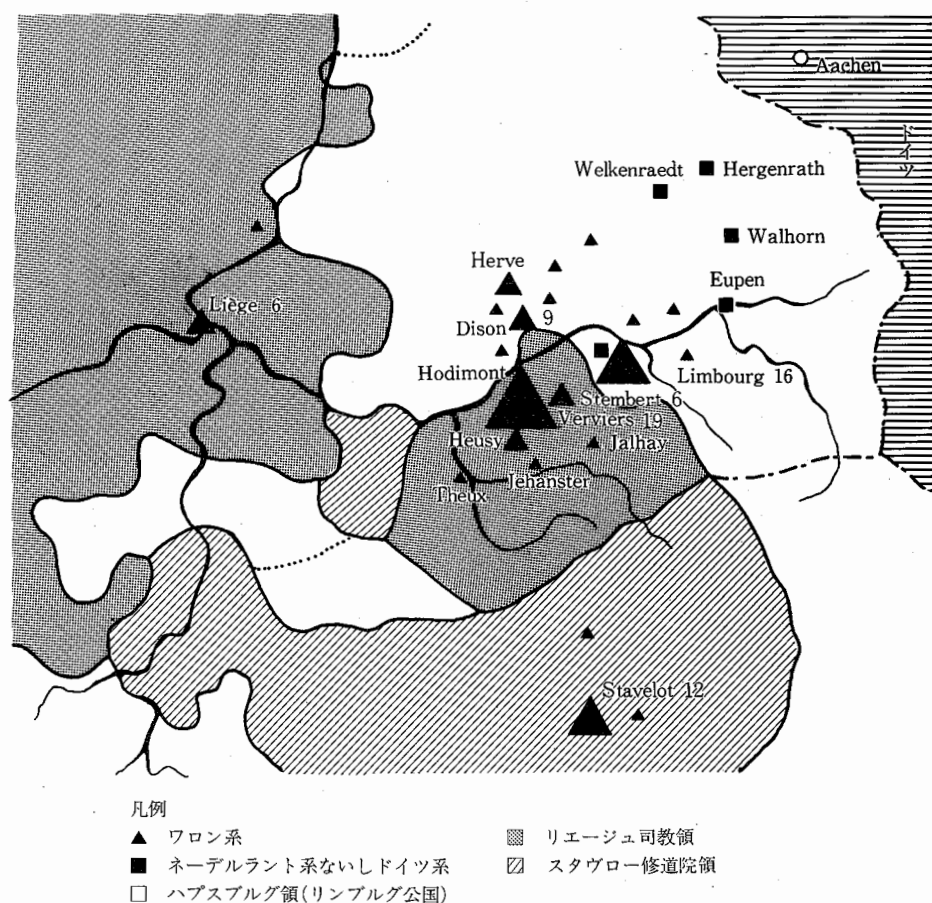
帝侯国に逃れ¹³⁾、とくにヴェルヴィエは12%の人口を喪ったと言われる¹⁴⁾。

13) J. Hashagen, *Geschichte der Familie Hoesch*, unter Mitwirkung von Fritz Brügemann (Köln, 1911), Bd.1, Teil 2, 418, 438; J. J. Le Pas, "Les Ratloe", *Armorial des Archives verviétoise*, notice 25.

14) P. Hanquet, "Umsiedlungen zwischen dem Gebiet um Lüttich und dem Rheinlande", *Familie und Volk*, 9/10 (1960/61), 181-198.

一方、ドイツ内での移住者は、フランクフルト・アム・マインの10件を除けば、殆どが、プファルツ内の他のコロニー（サンクト・ランブレヒト、ハイデルベルク、シェーナウ、オッテルベルク）からの移動であり、またプファルツブルク(3)やマルキルヒ Markirch(サント・マリー・オー・ミーヌ Sainte-Marie-aux-Mines, 2) など、かつてエルザスやロートリンゲンの

第3図 フランケンタール・低地ドイツ語およびワロン＝フランス語教会員出身地
(リエージュ＝リンビュルフ＝スタヴロー地区)



ドイツ語地域に誕生したフランス語系プロテスタントの亡命者コロニーが登場する。さらに、ネーデルラント以外のフランス語地域(スイス, サヴォア, ロレーヌを含む)は、64件と、全体の23%を占め、そのなかでメッツは9件と筆頭であるが¹⁵⁾、全体として北フランスを中心に広く分散している。おそらくは、近隣のロレーヌ公国におけるプロテスタント迫害に加えて、かの1572年のサン・バルテルミーの虐殺を逃れたユグノーが多数亡命したためであろう。

(2)人口動態 さて、フランケンタールを始めとする各亡命者コロニーの人口動態については、各自治体ないし領邦による定期的な調査は殆どなく、また各教会の教会員名簿も残されていない。わずかに、後述する1584年のフランケンタールおよびサント・ランプレヒト; 1592年のフランケンタール, サント・ランプレヒト, オッテルベルク, 1611年のオッテルベルクについての領邦の租税徴収記録が、全住民の名簿(世帯主)を遺している。ただし、フランケンター

15) エルザスとは、代々プファルツ選帝侯国が守護職 Landvogtei を握っていたお陰で関係が深かった。プファルツブルクについては、H. W. Herrmann,

“Pfalzburg und Lixheim”, 13-26; また、マルキルヒなどエルザスのフランス語系亡命者教会については、P. Denis, *Les églises d'étrangers en pays rhénans*

ルについては、姓名からのみではネーデルラント人、ワロン=フランス人、ドイツ人の3教会の所属を識別できないので、その前後2年間の出生数で、推計しておいたのが第6表である。これで見ると、フランケンタールは、60世帯から出発してから20年にして、その間にはベストによって人口半減の危機を経ながらも、その人口は着実に増加し、早くも1584年には、この地域の行政の中心ノイシュタットに迫る勢いを示し、さらに1585年のアントウェルペンなど南ネーデルラントの主要拠点のスペイン軍再征服で大量の亡命者がプファルツにも流入したことによって、740家族と、プファルツ内の地方都市の規模を大きく越えるにいたっている。(ノイシュタットが525家族、ラウテルンが453家族)そして、その後は、1600年頃にはすでに1,200~1,500人、30年戦争直前には、5,000人と、首都ハイデルベルクに次ぐ第2の都市となった。しかし、全体として、ネーデルラント人の人口は増加の勢いが弱まり、フランケンタールでも、さきに述べたように、すでにドイツ系移住者がその教会員に混入しているにもかかわらず、その人口はほぼ横這いとなり、すでにワロン=フランス人に抜かれている。ワロン=フランス系は、さらにシェーナウ、オッテルベルク、サンクト・ランプレヒトで500家族以上を擁していた。しかし、それ以上に顕著なのは、高地ドイツ語教会員数の増加で、1620年には、すでに全体の4割に達しており、この点は、出身地におけるプファルツ選帝侯国を始めとするドイツ各地から

の移住者の増加からも裏付けられ、すでに30年戦争以前からコロニーのドイツ化が進んでいた¹⁶⁾。

ところで、フランケンタールも含めて、プファルツ選帝侯国の3亡命者コロニーへの移住者は、——任務を帯びて、本国に派遣されたダテヌスやファン・デア・ヘイデンなどの牧師に限

- 16) 人口および財産に関する基礎史料は、1584年のノイシュタット上級管区(フランケンタール、サンクト・ランプレヒトおよび比較のために掲げたノイシュタット)については、H. von Jan, (Hg.), *Das Türkensteuerregister des kurpfälzischen Oberamt Neustadt von 1584* [Schriften zur Bevölkerungsgeschichte der pfälzischen Lande, Folge 2] (Ludwigshafen, 1962-64), 17-33, 43-60, 144-148 (Landesarchiv Speyer, F3,41), 1592年については、Landesarchiv Speyer, F3,42, folio 7-41 (Neustadt), 83-90 (Sankt-Lambrecht), 231-265 (Frankenthal) で、フランケンタールについてのみ、財産額と職業が A. von Velden, "Frankenthaler Kriegssold-Anlag 1592", *MFA V*, 34 (1926), 23-32 として採録されているが、租税額が記載されておらず、また一部印刷不鮮明であるため、一応原文と照合のうえ一部訂正した。その分析は、G. Kaller, "Bevölkerung und Gewerbe in Frankenthal, Neustadt und Lambrecht am Ende des 16. Jahrhunderts", in: *Aus Stadt- und Landesgeschichte Südwestdeutschlands. Festschrift für Erich Maschke zum 75. Geburtstag* (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, B75, 1975), 141~71; オッテルベルクについては、G. Kaller, *Geschichte von Kloster und Stadt Otterberg*, Bd.1, 370-85; ders., "Die Bevölkerung von Otterberg und Kaiserslautern im Spiegel des Schatzungsbuchs von 1611", *Jahrbuch zur Geschichte von Stadt und Landkreis Kaiserslautern*, XIV/XV (1976/77), 119~127. なお、フランケンタールの1568年の家族数は、G. Kaller, "Staat, Gesellschaft und Kirche in Frankenthal im 16. Jahrhundert", *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde*, 47 (1980), 4; 1600年以降のフランケンタールの人口は、Bütfering, "Niederländische Exulanten", 361. なお、1600年の人口1,200人説は、ハイデルベルクの神学者 Hieronymus Zanchius (zit., F. J. Hildebrand, "Zur Geschichte der niederländischen, der französischen und hochdeutschen Kirchengemeinde zu Frankenthal", *MFA V*, 26 (1918), 1,800人説は G. Franz, *Aus der Geschichte der Stadt Frankenthal* (Frankenthal, 1912), S.47, 1622年の数字は、ドイツ語教会所属を2,000人し、他の2教会をほぼ同数とするものであるが A. von den Velden, "Die hochdeutsche reformierte Gemeinde in Frankenthal und

(1538-1564) (Paris, 1984), pp. 258-9, 406-8. なお、神聖ローマ帝国の領邦であったメッツ司教領は、ヴェルダン、トゥール司教領とともに1552年にフランス領となったが、1552-3年にかけて、ロレーヌ公国やメッツによる宗教的迫害を逃れた農民がナッサウ=ザールブリュッケン伯領 Grafschaft Nassau-Saarbrücken 所属のザールヴェルデン伯領 Grafschaft Nassau-Saarwerden (ロートリンゲン) の諸村落に入植しているし、また銀山の所在地マルキルヒは、リーベラウ川 Lieberau プロテスタントのラップルトシュタイン領 Herrschaft Rappoltstein とロレーヌ公国が共有していた。

第6表 ネーデルラント人亡命者コロニー人口動態

A. 家族数

Frankenthal				Schönau	St.Lambrecht	Otterberg	Neustadt		
家族総数	被後見人	市外居住者	家族総数	家族総数	家族総数	家族総数	家族総数	被後見人	市外居住者
1562	62		35						
1564	30								
1567	150								
1576			200						
1577			100			100			
1584	422	37	18		134		492	46	6
ネーデルラント人	218								
ワロン=フランス人	164								
ドイツ人	40								
1592	740	33	34		156	240	525	48	10
ネーデルラント人	277								
ワロン=フランス人	298								
ドイツ人	162								
再洗礼派	3								
1611					[400]	399			

注) 洗礼数

ネーデルラント語教会			フランス語教会	ネーデルラント語教会			フランス語教会
1583	46		33	1591	54		56
1584	35		29	1592	49		57
平均	40.50		31.00	平均	51.50		56.50

B. フランケンタール人口

1580	1500
1600	1200
1612	1800
1620	5000
ネーデルラント人	1500
ワロン=フランス人	1500
ドイツ人	2000

典拠：注13)

らず——移動が激しく、短期間の滞在の後、領邦外あるいは本国に移る例が非常に多かった。まず、これは、居住者の名簿からも歴然として

おり、1562年から1579年までのフランケンタールへの来住者は340名に達するが、そのうち1584年の徴税記録に名前が登場するのは、95名に過ぎない。さらに、1584年のフランケンタール徴税台帳記載者で8年後の1592年に再登場するのは、わずか100人(未亡人も含む)であり、また、サンクト・ランプレヒトの場合には、1584年の居住者で8年後に残留していたのは、19名である。そして、かなりの移住者が、再移住を考えてか、フランケンタールの市民権を取得せ

ihre Kirchenregister von 1582-1653", MFAV, 21(1913), 38, 都市の居住面積を、たとえばハイデルベルクやアンベルクと比べたとき、また1777年の3,471と比べて過大ではないかと思われる。この他、カイザーラウテルンの1611年の人口は、F. Braun u. F. Rink, (Hg.), *Bürgerbuch der Stadt Kaiserslautern* (Veröffentlichung des Stadtarchivs Kaiserslautern 1, Otterbach-Kaiserslautern, 1965), 164-172.

ず、1591年当時、163家族に達している¹⁷⁾。また、オッテルベルクの場合には1592年の在住者で1611年に登場するのは33名に過ぎない。このほか、フランケンタールの同じワロン系教会からの移住は6名、またサンクト・ランプレヒトからは5名のみである¹⁸⁾。

例えば、後世にニーダー・ライン地方切っての企業家の一族を輩出するヘッシュ家die Hoeschの祖先、レナルト・ヘッシュ Lenart Hoesch (Lenard Heus)は、元々はリンブルク公国のドイツ語地域のワルホルン Warhorn やケッテニス Kettenis にかんりの土地財産を所有していたが、1560年にはアーヘンに移住し、市民権を得ている。その後、どのような理由からか、1566年にフランケンタールに移住して、初期の住民団体の助役(建物管理役Baumeister)を勤め、1568年にイエレミアス Jeremiasが生まれているが、再びアーヘンに戻り、1577年に、ここで生涯を終えている¹⁹⁾。また、後に、ノイ・ハーナウ建設の指導者となる生糸商人ルネ・マユー René Mahieu (1544 Valenciennes—1607 Neu-Hanau)は、最初シュトラースブルクに居住していたが、遅くとも1581年にはフランケンタールに移り、同年、フランス語教会で、長男のダニエルの洗礼を授けられているが、市当局の再三の要求にもかかわらず、市民権をえぬまま、1585年フランクフルト・アム・マインに再移住して、さらに1599年から、ノイ・ハーナウへの

移住を始めている²⁰⁾。また、ブリュッセルの画家の一族で金細工師であったニクラス・ファン・オルレイ Niclaes van Oorley は、1573年にシュトラースブルクからここに移住したが、その甥のエーベルハルト(エフラルト)・ファン・オルレイ Eberhard (Evrard) van Oorley(タペストリー製造業者、後、生糸商人兼絹染色業者)も、1593年から1609年の間4回にわたって市長を務めた後、フランクフルト・アム・マインに去っている²¹⁾。このほか、ミュルコー Mulkeau, オルヴィル Orville, ピロット Pierotte, デュサール Dusart などの、教会の長老や市長も務めた羊毛、鉄、生糸商人や、金銀細工師、宝石商の一族も、活動の舞台をフランクフルトやさらにノイ・ハーナウに移していった²²⁾。

さらに、1588年以降、ネーデルラントの対スペイン独立戦争が北ネーデルラントを中核とするオランダ連邦共和国の建国という形でようやく好転するにつれて、オランダへの帰還・移住が増えはじめ、後述する、フランケンタール派の代表的巨匠であった風景画家のヒリス・ファン・コーニクスロー Gillis van Coninxloo (1586年末ないし1587年初頭にアントウェルペンより移住)も、1595年にアムステルダムに去って、ここでオランダ風景画の元祖として活躍したのは有名である²³⁾。デルフトの教会のみでも、1587年から1614年の間にドゥ・スヘッパ Mattheijs De Schepper(日雇い)などのベレ、ポーペリング、ホントスホーテなどの出身者9家族がフランケンタールから移住しており、アムステ

17) A. von den Velden, "Ein Verzeichnis derjenigen Einwohner Frankenthals i. J. 1591 die nicht Bürger waren", *MFAV*, 9(1901), 25-27.

1584年当時、金細工師のEmanuel von der Statt, 同じく宝石業のQuirin von der Stattは、ニュルンベルク市民であり、またJohann Doppengiesser(同じくニュルンベルク市民)、Peter Remihi(ポーランドのクラフツ市民で教会の長老)の2名は課税を免れている。

18) Kaller, *Geschichte von Kloster und Stadt Otterberg*, Bd.1, 250-52.

19) A. von den Velden, "Die ersten 300 Bürger Frankenthals, aufgenommen 1562-1580"; Hahsagen, *Geschichte der Familie Hoesch*, 595-642; RERF., I.5. なお、同じヘッシュ族のKarrisの息子、ヨーハンは、プファルツブルクに移住している。S. 595ff.

20) A. von den Velden, "Aus dem Frankenthaler Stadtarchiv, VIII (René Mahieu)", *MFAV*, 13(1905), 29-30; A. Dietz, *Frankfurter Handelsgeschichte*, 2 (Frankfurt a. M., 1921, Neudruck, 1977), 14, 31, 310, 317, KFF., 10.

21) Dietz, *Frankfurter Handelsgeschichte*, 2, S. 303, 310, 312, 335, 339.

A. von den Velden, "Die Brüsseler Malerfamilie van Orlei in Frankenthal", *MFAV*, 27(1919), 23f.

22) Dietz, *Frankfurter Handelsgeschichte*, 2, S. 14. A. von den Velden, "Die Familie d'Orville", 29-30, 41.

23) 後出注(29)を参照。

ルダムやライデンの場合は不明であるが、おそらく、16世紀末から17世紀初頭にかけて、その流れは一段と加速されたであろう²⁴⁾。

C. 財産・職業構成と主要産業

(1) 1562-79年, 1584年および1592年の財産・職業構成

次に、プファルツにおけるネーデルラント人亡命者の職業・財産を含めて、その経済活動と経済状況を、同じプファルツ内の都市あるいはフランクフルト・アム・マインなどの他の亡命者コロニーと対比しながら追跡しよう。しかし、その職業・財産の構成は、特定の時点を除き調査が行われていないし、出身地の場合と同様に、移住ないし市民権申請の時点ですら明記されていないことが多い。そこで、ここでは、最初の移住時点の1562年、さらに1584年と1592年の2回にわたってプファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)全域で統一的行われた財産ないし営業記録によって、可能な限りで職業分布と財産状況を検討しておきたい。

a. 1562年および1568-77年

すでに述べた通り、フランケンタールの最初の移住者、殆どがフランドル系60家族の職業も、フランケンタール側には全く記録されていないが、出身地と同じ史料によって、ヴィッツェル、28名の職業を明らかにし、また、これに加えて、デカフェレ Johan Decavele によって、9名の出身地での職業が判明する²⁵⁾。(第7表)それによれば、全体の半数以上を占めるのが繊維工業、とりわけ毛織物関係の職業であり、特にホントスホーテなどの出身者によるサーイ、アラス織などの新梳毛毛織物が12名におよび、また紡毛毛織物関係6名とタペストリー織り3名、さら

に羊毛商人やサーイ織り商人各1を加えて23名を占めている。これに対して、絹織物や生糸あるいは香料などの有力な商人は最初のグループには全く見当たらないのは、市場取引の便宜を考えてフランクフルトに残留したためであろう。

さて、その後、1577/78年までの市民権取得者は、さらに309人を数えるが、その内で職業の判明しているのは、1584年時点での記載によるものを含めても、77名に止まる。その傾向としては、なお手工業者が圧倒的で、全体の2/3の52名に及んではいるが、毛織物関係者はわずか16名で、うち11名が紡毛毛織物関係であり、むしろ、一般の手工業者の比重が高まっている²⁶⁾。

b. 1584年, 1592年, 1611年の財産・職業構成

次にフランケンタール、サンクト・ランプレヒト、オッテルベルクの財産・職業構成を、財産税徴収記録をもとに検討しよう。プファルツ=ラウテルン侯国(1592年からはプファルツ選帝侯国に復帰)は1584年に『対トルコ防衛特別税』Tükensteuer, 1592年に『軍隊維持費特別割当』Kriegsold-Anlag および1611年に『領邦財産税』Schatzung をその領邦全域に賦課しており、このうちフランケンタールとサンクト・ランプレヒトの属するノイシュタット上級管区 Oberamt Neustadt の部分の記録は、1584年と1592年について全市町村について残されている。ただし1611年の方は、フランケンタールについてはその市民が要塞建設のため巨額の費用を自己負担していたため免除されており、資料が得られない。一方、オッテルベルクの方は、1592年と1611年のデータしか手に入らないので、1584年についての比較が不可能であり、またラウテルン上級管区の課税記録は、1592年については首都ラウテルン市の分は残っていない²⁷⁾ため、オッテルベルクとの比較が不可能である。なお、この租税賦課では、貧困者(および一部の官職者・軍人)は免税となった他は、その財産に

24) J. H. Bekouw, "Die Emigratie uit Belle, Poperingen en Hondshoeten tijdens de Spaanse Overheersing", *Jaarboek van Centraal Bureau voor Genealogie*, VII (1953), 127

25) G. Witzel, "Beiträge", 21-3: J. Decavele, *De dageraad*, II (Brussel, 1975), bijlage.

26) A. von den Velden, "Die ersten 300 Bürger Frankenthals", *MFA V*, 12 (1904), 18-20.

27) 史料は、注(16)に同じ。

第7表 1562-1579年
移住者職業構成

	1562	1576-77	1584
農民		1	4
野守			1
庭師	1		
漁夫	1		
織布工	2		
梳毛工	1		1
紡毛毛織物織布工	2		9
紡毛毛織物製造業	2		2
アラス織工	2		1
サーイ織工	10		2
染色工			1
剪毛工			1
麻織物工			1
タペストリー工	3		5
タペストリー企業家		1	
リボン工			1
仕立て屋	2		3
手袋工	1		
帽子製造工	1		
錫鑄掛屋		1	
錠前工		1	1
パン屋・菓子屋	1		3
ビール醸造業			2
大工	1	1	1
壁塗り工	1		4
瓦屋			1
皮鞣工			2
靴屋			4
桶屋	1		2
金細工師			2
サーイ商人	1		
毛織物商人		1	2
羊毛商人	1		
材木商			1
小間物商人	1		
運送業			2
行商人			3
画家		1	
外科医		1	

	1562	1576-77	1584
牧師	2		
番人・役人・軍人			4
日雇い			6
合計	36	9	72

出典：1), 2), 16)

応じて課税され、財産を所有していない手工業者や商人にたいしても、その営業収入に課税している。また、未成年の被後見人 Vormundschaft は家族単位で別に記載され、当該市町村内に財産を有している『非居住者』(Außenmerker) も、市町村内の財産のみ別途記載されている。

まず、財産の全体的状況から見ると (第8表および付表1~4)、フランケンタール、サンクト・ランプレヒトともに、両年度とも40%以上が、無産の、手工業などの営業収入による納税であり、財産額300グルデン未満の零細な市民が全体の70~80%を占めている。(ただしオッテルベルクの場合には、1592年、1611年とも、営業収入による納税者はゼロで、1592年には100グルデン未満のところに72.9%が、1611年には58.6%が100~199グルデンの階層に集中しているが、これは課税方式の違いによるためであろう。) 一方、フランケンタールの最高財産額は、1584年の4,000グルデン (Johanna Deamandt, 寡婦) に止どまり、1,000グルデン以上は27人に過ぎない。1592年には、住民数が2倍弱の740家族に増えたものの、最高額は3,366グルデン (Hercules de Vincit 宝石商=金細工師) で、1,000グルデン以上は44名である。(サンクト・ランプレヒトでは、1584年3名、92年2名。オッテルベルクは92年には2名) このように、フランケンタールやサンクト・ランプレヒト、オッテルベルクなどのコロニーには、命からがら亡命した無産者が多く、後述するように手工業者および日雇いの比重が高かったのに対して、アントウェルペン、リ

第8表 1584年, 1592年 ネーデルラント人亡命者コロニー財産分布
A.

財産額(グルデン)	FR1584	FR1592	SL1584	SL1592	Ot1592	Ot1611	NS1584	NS1592
0 (免税)	40	20	5	0	0	9	12	22
0(営業収入納税)	176	298	66	74	0	0	107	101
1 — 99	11	7	0	0	175	0	8	16
100 — 199	31	101	32	36	40	234	34	48
200 — 299	43	94	15	26	12	65	56	58
300 — 399	28	47	5	3	5	29	42	41
400 — 499	22	43	3	7	2	23	44	35
500 — 599	16	33	1	0	0	5	23	25
600 — 699	14	21	3	5	2	7	15	30
700 — 799	2	5	1	3	0	0	18	13
800 — 899	7	23	0	0	2	5	13	14
900 — 999	2	4	0	0	0	1	7	4
1000 — 1999	16	34	3	2	2	11	60	68
2000 — 2999	7	7	0	0	0	6	19	18
3000 — 3999	4	3	0	0	0	0	11	11
4000 — 4999	1	0	0	0	0	2	12	8
5000 — 5999	0	0	0	0	0	1	4	5
6000 — 6999	0	0	0	0	0	1	1	1
7000 — 7999	0	0	0	0	0	0	3	4
8000 — 8999	0	0	0	0	0	0	2	1
9000 — 9999	0	0	0	0	0	0	0	1
10000 — 10999	0	0	0	0	0	0	0	1
11000 — 11999	0	0	0	0	0	0	1	0
総 数	420 ¹⁾	740	134	156	240	399	492	525
財産総額	109786	184808	17903	22345	20200	105810	392729	405808
納税額	400.78	824.73	71.10	112.97			1214.23	3107.98
評価財産額 ²⁾	133592.00	109961.25	23676	15062.29	20200	105810	1404338.59	414386.97 4400.00 ³⁾

1) この他, ニュルンベルク市民, クラクフ (ポーランド) 市民各1 (財産額不明)

2) 1584年納税額×333.33fl. 1592年: 納税額×266.66fl.

3) 非居住者免税財産.

B, 同上 %

0	9.5	2.7	3.7	0.0	0.0	2.3	2.4	4.2
0(営業収入納税)	41.9	40.3	49.3	47.4	0.0	0.0	21.7	19.2
1 — 99	2.6	0.9	0.0	0.0	72.9	0.0	1.6	3.0
100 — 199	7.4	13.6	23.9	23.1	16.7	58.6	6.9	9.2
200 — 299	10.2	12.7	11.2	16.7	5.0	16.3	11.4	11.0
300 — 399	6.7	6.4	3.7	1.9	2.1	7.3	8.5	7.8
400 — 499	5.2	5.8	2.2	4.5	0.8	5.8	8.9	6.7
500 — 599	3.8	4.5	0.7	0.0	0.0	1.3	4.7	4.8
600 — 699	3.3	2.8	2.2	3.2	0.8	1.8	3.0	5.7
700 — 799	0.5	0.7	0.7	1.9	0.0	0.0	3.7	2.5
800 — 899	1.7	3.1	0.0	0.0	0.8	1.3	2.6	2.7
900 — 999	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.3	1.4	0.8
1000 — 1999	3.8	4.6	2.2	1.3	0.8	2.8	12.2	13.0
2000 — 2999	1.7	0.9	0.0	0.0	0.0	1.5	3.9	3.4
3000 — 3999	1.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	2.1
4000 — 4999	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.4	1.5
5000 — 5999	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.8	1.0
6000 — 6999	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.2
7000 — 7999	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.8
8000 — 8999	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2
9000 — 9999	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
10000 — 10999	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
11000 — 11999	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

FR=Frankenthal, SL=Sankt-Lambrecht, NS=Neustadt, Ot=Otterberg

数字はそれぞれ, 1584年および1592年, 1611年

典拠: 注16)

ール、トゥルネーなどを逃れた富裕な宝石商、
薬種商、生糸＝絹商人はフランクフルト・アム
・マインの方を選んで、ライン・プファルツに
は殆ど来住しなかったことを示している。ただ
し、1611年のオッテルベルクでは、最高額が6,
400グルデン、1,000グルデン以上21名と短期間
で富裕階層の急増が見られ、資産額も約5倍、
人口当たりでも約3倍と顕著な改善を見せてお
り、フランケンタールなどでも同様な傾向にあ
ったのであろう。このような財産分布状況を、
1584年のフランケンタールとほぼ同人口の典型
的な地方領邦都市であるノイシュタットと比較
しても、差異は顕著である。まず、最高資産額
は、1584年で11,225グルデン、92年で10,000グ
ルデンで、1,000グルデン以上層は、それぞれ多
くの手工業者を含む114人（納税者数492）と118
人（同525）とかなり高く、また100以上1,000グ
ルデン以下の階層も全体の51%、66%に及んで
いる。おそらくは、市民の多くが近隣におど
う園などの土地を所有していたためであろう。

さて、次ぎに職業構成を見たいが（第9表）、
職業が記載されているのは、サンクト・ラン
プレヒトやオッテルベルクでは例外的であり、フ
ランケンタールとノイシュタットのみであるが、
フランケンタールでさえも記載のないものが、
84年に33名、92年に93名を数え、そのなかには比
較的高額の資産所有者や市長や教会役員などが
含まれ、一部は金利生活者ないし富裕な商人層
であった。

さて、すでに述べたように、フランケンタ
ールのコロニーは、創設当初から周辺に旧修道院
以来の耕地や牧草地を一括貸与され、1569年か
らは、年一回借地農業者の組合集会 ghemene
landsfreden が開かれて、耕地や家畜の番人を雇
うなど、その運営規則が定められている。1600
年当時の台帳には297家族が何等かの形で利用者
として参加し、比較的大規模な借地人のみでも
36名に達しているが、農牧業（野守・森林管理
人・牛飼や漁業を含む）従業者は1584年に17名、
92年に20名で殆どとるに足らない。このうち、

第9表 フランケンタール、ノイシュタット
手工業職種分布

	フランケンタール		ノイシュタット	
	1584	1592	1584	1592
繊維	106	192	14	11
金属	5	13	14	13
皮革	13	19	19	15
木工	9	20	28	30
食品	15	22	26	8
衣料	12	29	2	10
建築	18	27	34	27
貴金属・宝石・美術	10	21	2	1
その他	8	11	16	13
合計	190	354	155	128

出典:注16)

専業農民は、1584年では、6名（多くがネーデ
ルラント風の姓名を名乗り一定の資産を所有す
る——1,000グルデン1名、500グルデン2名—
—）、日雇いや運搬夫などの兼業が4名であり、
また残り7名は牧夫（牛飼 Kuhhirt, 豚飼 Seu-
hirt, 牧夫 Viehtreiber）や森番 Waldschutz・
野守 Feldschutz で、1592年には、農民 Bauer,
Baurman は殆ど入れ替っているものの、13名
に増加し、このほか牧夫、漁夫などをを加えて
20名 とやや増加しているものの、農業コロニー
としての発展は殆ど見られなかったことを示し
ている²⁸⁾。

それに対して、フランケンタールの顕著な特
徴は、手工業従事者の比重にある。1584年のフ

28) F. J. Hildebrand, "Das älteste Grundbuch von Frankenthal", *MFAV*, 11(1903), 42-4, 46-48; A. von den Velden, "Aus dem Frankenthaler Stadtarchiv, I(Protokollen über die Versammlung der Bauernschaft Frankenthals von 1569 bis 1621)", *MFAV*, 12(1904), 1-2, II,10-11(ein Verzeichnis der Kornpacht vergebenen Ländereien der Frankenthaler Gemärkung und Abrechnung über schuldi ge und bezahlte Pachtbeträge von 1590 bis 1602, III(Register Frankenthaler Bauernschaft eines jeden Guetter deren Beschwerden und Verhandlung 1607), 13; F. J. Hildebrand, "Das älteste Grundbuch der Stadt Frankenthal", *MFAV*, 8(1900), 17-19,21-2,27-8,

ランケンタールでは、総数420名中、手工業者が半数近くの191名を占め、さらに日雇いは35名である。また、商業やサーヴィス、運送などが38名であり、続いて1592年には、手工業者は総数740人中354人、日雇いは49名であり、その比率は殆ど変わらない。これをノイシュタットと比較すれば、それぞれ、492人中155人、525人中128人であり、日雇いは殆ど存在していない。

さらに、この手工業の内容を検討すれば、フランケンタールとノイシュタットの差異は歴然としている。すなわち、ノイシュタットの職種が、通常の日用品である金属(錠前工 Schlosser, 鍛冶屋 Schmidt, 武器鍛冶 Waffenschmidt, 刃物鍛冶 Messerschmidt, 鍋釜鋳掛屋 Keßler, 銅細工師 Kupferschmidt, 水差鋳掛屋 Kantengießer), 皮革(皮鞣工 Lauer, Lawer, 白[明礬]鞣工 Weißgerber, 靴屋, Schuster, Schuhmacher, 革袋工 Säckler), 木工(指物師 Schreiner, 桶屋 Kieffer), 食品(パン屋 Bäcker, ビール醸造業 Biersieder, 肉屋 Metzger), 衣料(仕立屋 Schneider), 建築(大工, 左官, 石工)などの各種の伝統的手工業に分散し、繊維工業は10%程度が麻織物などに従事しているに過ぎない。これにたいして、フランケンタールでは、手工業従事者の過半数が繊維工業の関係者であること、そして、金銀細工 Gold- und Silberschmidt, 宝石細工 Juwelier, さらに画家などの、美術工芸関係もかなり有力である²⁹⁾。(第9表)

いま、さらに第10, 11表によって、両年度の繊維工業の従事者の統計を子細に検討しよう。まず、一見して明らかなように、その半数を占めているのが毛織物工業である。このことは、1562

年のコロニー創立の中心が、フランドル西部出身の毛織物生産者であったことから当然予測されるところであるが、かつて帝国都市フランクフルト・アム・マインに移植された、新毛織物、とりわけサーイ(ホントスホーテ)織工 Saigenweber, パーイ織工 Baienweber, アラス織工 Arrasweber, そしてその準備工程の梳毛工 Kämmer は、1584年には、繊維工業従事者の約1/4の24名であり、その約2倍の40名が紡毛毛織物工業に従事していた。1592年には、梳毛毛織物関係者はほぼ横這いであったのに対して、紡毛毛織物工業の従事者は60名に増加して、繊維工業のなかでは筆頭に立つが、これは、フランドル西部のみならず、ヴェルヴィエなどのリエージュ地方からの亡命者がもたらしたものであろう。また、タペストリー(壁掛綴織)も1592年にフランドルのアウデナールデからの亡命者を中心に3名から37名に急増しており、これはフランケンタールが、プファルツ選帝侯国の首府ハイデルベルクにも近く、宮廷などの需要に支えられていたためと思われる。ところで、フランクフルト・アム・マインで、そして17世紀以降ノイ・ハーナウの中心的産業となった、絹工業、とりわけ縁飾り Passamentier も、この両都市ほどではないにしても、1592年には30名強を数えて、第3の工業部門となっている。

さて、最後にフランケンタールの多様な職業のなかで特異な存在が、美術関係である。かのネーデルラントの動乱とプロテスタンティズム弾圧は、とりわけアントウェルペンやブリュッセルなどから多くの芸術家や工芸家を亡命に逐いやったが、すでに1562年にも画家に移住が始まり、その後、1573年には、ブリュッセルからニクラス・ファン・オールレイ Nicolaes van Oorley, 74年ヨース・ファン・リーレ Joos van Liere (1530 Brussel-1584 Zwijndrecht) などが、タペストリーの工房の下絵の製作に当たっていた。1584年にはハンス・レーノー Hans Reynault (Hanss Reinault) など4人が登場し、さらに92年には、ヨーハン・ファン・デン・ボス Johan

29) 毛織物工業については、次節で詳論するが、16世紀末にツンフトが誕生した、比較的有力な手工業は、錠前工、ベッドカバー織り工、パン屋などである。Vgl. "Ordnung und Articulbrieff des Schlosser Handtwerkes zu Frankenthal (1595)", *MFAV*, 9(1901); "Der Frankenthaler Betziecherweber Ordnung", *MFAV*, 17 (1909), 38-9 [1586]; "Der Frankenthaler Bäckerzunftordnung", *MFAV*, 17 (1909), 39-41.

第10表 主要繊維工業従事者種類別財産分布

種 類	繊維種類不明		準備工程		梳毛毛織物		紡毛毛織物		染色・仕上		タペストリー		絹	
財産fl \ 年	1584	1592	1584	1592	1584	1592	1584	1592	1584	1592	1584	1592	1584	1592
0 (免税)	1	1	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
0(営業収入)	0	4	3	8	14	12	21	28	3	0	3	27	13	22
1 - 99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100 - 199	0	2	0	0	0	3	3	6	0	1	0	3	1	6
200 - 299	0	0	0	0	2	2	7	10	3	2	0	5	3	3
300 - 399	0	0	0	0	2	2	3	5	0	2	0	0	1	0
400 - 499	0	0	0	0	1	2	2	3	2	0	0	0	2	0
500 - 599	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0
600 - 699	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0
700 - 799	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
800 - 899	0	0	0	0	1	0	1	2	0	1	0	2	0	0
900 - 999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1000 - 1999	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
合 計	1	7	4	10	20	23	41	60	9	7	3	37	21	31

第11表 繊維工業職種別営業者数

分 類	職 種	1584	1592
繊維種類不明		1	7
編み工	Stricker	0	4
織布工	Weber	0	2
紡績工	Spinner	1	1
毛織物準備工程		4	10
梳毛工	Kämmer	4	7
毛織物紡績工	Wollspinner	0	2
刷毛工	Wollenkratzer	0	1
梳毛毛織物		20	23
サーイ織工	Saigenweber	17	18
バーイ織工	Baienweber	2	5
アラス織工	Arrasweber	1	0
紡毛毛織物		41	60
毛織物織布工	Wollenweber	34	2
毛織物職人	Wollknäp	2	1
毛織物工	Tuchmacher	5	54
毛織物織元	Drapier	0	1
毛織物製造業	Tuchner	0	2
染色・仕上		9	7
剪毛工	Tuchscherer	5	5
染色工	Ferber	4	2

分 類	職 種	1584	1592
麻織物		4	4
麻織物織布工	Leinenweber	3	4
漂白工	Tuchbleicher	1	0
タペストリー		3	37
タペストリー製造工	Tapetzierer	3	37
帽子		1	12
帽子工	Hutmacher	1	9
帽子飾り工	Hutstaffierer	0	3
絹工業		22	31
絹染色工	Seidenferber	0	2
縁飾り製造業	Passamentierer	8	24
縁飾り商人	Schnurhändler	3	0
縁飾り織工	Schnurweber	7	0
絹織布工	Seideweber	1	0
生糸扱糸工	Seidenarbeiter	1	3
ビロード織工	Boratmacher	0	3
リボン工	Bänder	1	1
絹糸刺繍工	Seidensticker	1	0
その他		1	1
帯工	Gürtler	1	0
綱作り工	Seiler	0	1
合計		106	192

van den Bosche など5人が登場する。このうちでも風景画を中心とする「フランケンタール派」Frankenthaler Schuleの始祖となり、のち1592年にオランダに帰ってその風景画発展にも大きな影響を与えた巨匠が、かのヒリス・ファン・コーニンクスロー Gillis van Coninxloo である。そして、彼の直接の弟子として、アントン・ミルー Anton Mirou (1570/80 フランドル生まれ～1607)、ピーター・スハウブルック Pieter Schoubroeck (ca. 1570～1653) が、フランケンタールで育っており、ミルーの父アンリ Henricus Mirouleusは、1592年には薬屋 Pharmacopolaとして登場する(納税額0.75グルデン。推定財産203グルデン)。また、スハウブルックは、ヘスハイムの牧師の子として生まれ、1598年にはニュルンベルクに移住した富裕なフラマン系市民で美術商のホルネリウス・カイモックスの娘カタリーナ Catharinaと結婚している³⁰⁾。

なお、先に述べた金銀細工などの貴金属加工や宝石加工＝取引業者 Juwelier のなかには比

的富裕な者が多く、ドゥ・フィンクト Hercules de Vincit, アロンドー Thomas Arrondeaux, ニクラス・ファン・オールレイ Niclaes van Oorley など、32名の金銀細工師が移住しており、1584年には納税者のなかに6名の金細工師が挙がっているが、92年には宝石商2、金細工師11、銀細工師2、ダイヤモンド研磨師3、を数えて、とりわけフィンクトは、資産額では84年に2,500グルデン、92年には3,366グルデン、84年には営業収入しかなかったアロンドーも92年には、1,000グルデンに伸びている。そして17世紀に入って、プファルツも含めたドイツの宮廷や貴族相手に広く取引を営んだ³¹⁾。なお、1581年に帝国都市アーヘンの都市貴族の一族であるヨルダン・ペルツァー Jordan Peltzer がその故郷を追放され、この地に亡命しているが、両年度の課税記録には登場していない。しかし、かれは、銅・真鍮工業の中心のアーヘンと銅製品取引を活発に営んでいたことが知られている³²⁾³³⁾。

最後に、フランケンタールの社会で重要な位置にあった教会と市政の役職者の職業・財産について考察しておこう。3教会のうち、長老 Älteste, Anciensと執事(副牧師) Diakon, diacreの名簿が判明しているのは、フランス語教会について、しかも長老は1587-94年、執事は1577-94年のみである。その間にいずれかの役職を務めた者は60名に達するが、1584年、92年の課税記録からその職業・財産が判明するのは、25名のみである。これで見ると、手工業者がほぼ教会運営の中心で、富裕な商人の影響力はなかった³⁴⁾。(付表5,6表)

30) A. von den Velden, "Die drei Coninxloo in Frankenthal", *MFAV*, 14 (1906), 41-396; H. Wesseling, *Gillis van Coninxloo. Ein Beitrag zur Entwicklung der Landschaftsmalerei um 1600* (Diss. Bonn, 1954); E. Plietsch, *Die Frankenthaler Maler. Ein Beitrag zur Entwicklungsgeschichte der niederländischen Landschaftsmalerei* (Leipzig, 1910); R. Benz, "Frankenthaler Malerschule", *Frankenthal Einst und Jetzt*, 2(1962), 29-30; J. Jahn, "Die Wandteppichherstellung in Frankenthal", *Frankenthal Einst und Jetzt*, 2(1962), 31-33; A. von den Velden, "Die niederländische Maler in Frankenthal", *MFAV*, 16 (1908), 19-20; J. Kraus, "Pieter Schoubroeck, ein Frankenthaler Maler", *MFAV*, 13(1905), 3, 10, 27-8; K. Schutz, "Frankenthal in der Kunstgeschichte", *Pfälzer Heimat*, 23(1972), 59-69; L. M. Bohm, "Die Frankenthaler Maler. Eine Ausstellung in Mannheim und Frankenthal", *Pfälzer Heimat*, 13(1962), 52-54.
ちなみに、東京の国立西洋美術館には、コーニンクスローのフランケンタール時代の作品と思われる「パリスの審判」が展示されている。なお、スハウブルックの岳父にあたるCornelius Caimoxは、フランケンタールの1592年の課税では、その子供が被後見人として登場するが、元来は20年以上もニュルンベルクで美術商として活躍していた。K. Pilz, "Nürnberg und die Niederlande", *Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg*, 43(1952), 67, 82.

31) J. Kraus, "Frankenthaler Gold- und Silberschmiede", 25-6, 30-32, 38-9;

32) FR. J. Kraus, "Der Kupferhandel zu Frankenthal um 1600", *MFAV*, 3 (1895),

33) この他、比較的高額の資産家が集まっているのは、旅館ないし酒場である。J. Kraus, "Wirte und Wirtschaft in Frankenthal in früheren Zeiten", *MFAV*, 17 (1909), 32.

34) Die Geistlichen, Ältesten und Diaconen der Gemeinde, in *KFF*, Anlage, I, S.92-4

一方、市長・助役職では、1592年には、2名の市長と9名の助役全員の財産が判明するが、君主の任命への意向も作用してか1,000~3,000の比較的高額資産家が多い。しかし市長に限れば、300~500グルデンの手工業者も多数見いだされる³⁵⁾。(付表7,8)

(2) ネーデルラント人亡命者コロニーにおける毛織物工業の導入と展開

最後にネーデルラント人亡命者がもたらした最も重要な産業である毛織物工業の展開について考察したい。すでに述べたように、帝国都市フランクフルト・アム・マインを退去してフランケンタールに移住した最初のグループのなかで、顕著なのはサーイ(ホントスホーテ)織やバーイ織、アラス織など新梳毛毛織物生産の手工業者であったが、もともとフランクフルト・アム・マインでさえ原料や市場の点から苦境にあったこの産業をプファルツの僻地で一層発展させることは非常に困難であったに違いない。それゆえこれらの梳毛毛織物工業は後述するようにフランケンタールなどのコロニーで細々と続いたものの、1584年まで製造に関する規則は特に制定されず、もとのフランクフルト・アム・マイン時代のものを引き継いだままであった。

それにたいして、代わって主力となったのは、現地や近隣の羊毛を利用できる紡毛毛織物工業で、西南フランドルの伝統的な紡毛毛織物 wullenlaken や高級新紡毛毛織物に加えて、ワロン系の亡命者がヴェルヴィエ=リンビュルフ地域の粗製毛織物生産を移植し、領内のみならず、1580年代からフランクフルト・アム・マインの大市(メッセ)やシュトラースブルク、メッツを通じて遠隔地市場へも販売できるようになった³⁶⁾。

こうしたなかで、フランケンタールも、イギリス毛織物を模倣しつつフランクフルト・アム・マインなどを通じて遠隔地市場への販売をねらい、染色・仕上げ技術の向上を計った。1573年にフランケンタール市会が制定した9箇条からなる『紡毛毛織物仕上げ=染色規則』Van t bereiden en varuwen vande wullenlakenen³⁷⁾によると、ラーケンまたはロンドン風毛織物 wullen Lakenen oder lundersche tucher [lindische Tücher]、カーギー織 Carseyen の製造とともに、1572年頃ブリュッセルの毛織物商人アドリアン・ファン・コニクスロー Adriaen van Coninxloo の手でアントウェルペンなどで展開していた染色=仕上工業も移植されて、フランケンタールのみならず外部からも受注していることを誇っているが、それとの関連で不正な仕事を防止して信頼を維持するため、検査官 waerdeerder を任命して青または黒の染色に4等級の織物見本に応じて検印することを定めている。なお、他のコロニーのシェーナウでも1562年の最初の『協約』Capitulationで2基の縮絨水車の設置が認められ、これは検印制度とともに

Lambrecht (Wirtschafts- und Verwaltungsstudien mit besonderer Berücksichtigung Bayerns, 50; Leipzig, 1914); L. Ziehner, *Zur Geschichte der kurpfälzischen Wollgewerbe im 17. und 18. Jahrhundert. Ein Beitrag zur Gewerbepolitik des Merkantilismus* (Beiheft 22 zur Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte; Stuttgart, 1931)を参照。なお、当時のカイザースラウテルンの工業については、H. Friedel, *Die Entwicklung der Kaiserslauterner Industrie, Kaiserslautern einst und jetzt* (Schriften zur Geschichte von Stadt und Landkreis Kaiserslautern, 12; Otterbach - Kaiserslautern, 1970)

37) Van t bereiden en varuwen vande wullenlakenen [Stadtarchiv Frankenthal, 82, Statutenbuch (Auch holländisches Bürgerbuch), enthaltend die ältesten Ratsverordnungen in holländischer Sprache], 1573, fol.158-59v. この新しい染色技術は、西南ドイツでは高く評価されたようで、シュトラースブルクは、フランケンタールから1585年と87年に、数人の染色工を引き抜いている。G. Schmoller, *Die Straßburger Tucher- und Weberzunft* (Straßburg, 1879), S.511.

35) A. von den Velden, "Die Bürgermeister Frankenthals von 1567-1630", *MFAV*, 14 (1906), 33-34.

36) プファルツの毛織物工業史の纏まった研究としては、F. Bühler, *Die Entwicklung der Tuchindustrie in*

オッテルベルクの77年の『協約』にも引き継がれているし、またサンクト・ランプレヒトでも、1570年に最初の縮絨水車が設けられてから、1593年には3基、17世紀初頭には5基に達しており、それぞれ紡毛毛織物がフランケンタール以上に中心的産業であったことを物語っている³⁸⁾。そして、早くも1580年以前に、ヨーハン・カジミール治下(プファルツ＝ラウテルン侯国内)の3ネーデルラント人亡命者コロニーが、協定を結んで、共通規則を制定している。これは、製品にたいする検印のみならず、雇い職人の工賃〔個数賃金〕の賃率をそれぞれのコロニーで定め、連絡なしに変更することを禁じ、また当該営業には予め市民権を取得した上で、ツンフト *métier* に加入することをも義務付けている点で、かつてのフランクフルト・アム・マイン時代から、ツンフト規制の強化の方向に一步踏み出している³⁹⁾。続いて1580年には、サンクト・ランプレヒトが、正式のツンフト規則を定めて、①経糸1,700本(幅5½エレ、長さ46エレ)、②同1,500本(幅4¼エレ、縮絨後2¾エレ、長さ同上)、③1,300本(幅4エレ、縮絨後3½エレ、長さ48エレ)、④同1,100本(幅3エレ、縮絨後2.375エレ、長さ50エレ)の4種の製品規格と、染色・仕上げの詳細な規格と検印制度に加えて、第14条、第15条で、すでに親方の許で就業中の男女の雇い人 *seruiteur*, *seruante* が、十分な雇用期間を経過することなく他の親方の許に移ることを禁じ、同意なくして雇い主を変える

場合には、3週間紡毛毛織物製造に携わることを許さぬ旨定め、さらに第26条で他の親方の雇い人の引き抜きに3グルデンの罰金を科している。また、第16条では、サンクト・ランプレヒトで紡がれた糸を使用しない限り、市外の人間 *estranger* の注文による織布を行いまは行わせてはならないことが定められ、第21条で、市外の人間所有の毛織物の染色を禁じている。なおこの規定では、雇用者数への直接の制限はなかったが、3箇月以上1名を越えて雇用する場合には、1名につき3グルデンの課徴金を支払うことを義務付けて、間接的に経営拡大を抑えている。なお、ある親方の許で織布を修業しようとする奉公人にたいしては、1/4グルデンと葡萄酒1瓶を納め、1年半その親方の許で修業することを義務付け、さらに修業証明書が発行に1/2グルデンを賦課している。加えて、その後(1617年以前)に追加された条文(第36条)では、さらに徒弟を同時に2名(織布1名、紡績または羊毛準備1名)に限っていた⁴⁰⁾。

一方、フランケンタールでは、1581年に30箇条の『紡毛毛織物織布工同職組合規則』*Ordnung für das Wullenweber-Handwerk* が、君主のヨーハン・カジミールの名で発布されている。この規則は、フランケンタールでの紡毛毛織物を、①経糸1,700本(幅5½[ノイシュタット]エレ、完成後2.875エレ、長さ51エレ)、②同1,500本(幅4½エレ、縮絨後3.75エレ、長さ同上)、③1,200本(幅4エレ、縮絨後3½エレ、長さ同上)の3種と定め、子羊や牛の毛など粗悪な原料の使用を禁じ、また染色の方法を詳しく規定して検査の上で検印を押すことを定めているが、雇人の引き抜きを禁ずる条項以外には、サンクト・ランプレヒトのような制限条項はなかった⁴¹⁾。この規則は、同じくサンクト・ランプレ

38) サンクト・ランプレヒトの縮絨水車については、Bühler, a. a. O., S. 30. つそのひとつ、《橋端縮絨場》*La follerie au pont* の1599年の規則 *Ordonnance fait et arrestée entre les partenir de la follerie au pont*, K. Kiefer, "Die älteste Zunftbuch der Wollenweber- und der Tuchmacherzunft zu Lambrecht i. d. Pfalz", *MFAV*, 19(1911), 27,30-32, auch in: *Frankfurter Blätter für Familiengeschichte*, V(1912), 129-130によれば、持ち分の32の1以上の細分化を禁じているが、16名の共有者のうち1名が4株、2名が2株を所有していた。

39) *Articles qui ont esté ordonnez par les maistres et dizeniens du Mestier* (1580) in Bühler, a. a. O., S. 131-33.

40) *Ordonnance accordées par Maistres du Mestier de la drapperie qui est en trois églises, assaouir Franquedal*, S. Lambert et Otterbourg (vor 1580) in: Bühler, a. a. O., S. 131-33

41) "Ordnung der Frankenthaler Tuchmacher", *MFAV*, 19(1911), 34-5,

ヒトにも、4種の製品の条項のみ変更の上で交付されているが(『領邦君主条例』Articles du Prince)⁴²⁾、サンクト・ランプレヒト自身の規則そのものは、この条例に抵触しない限りは存続したのであろう。またこれはオッテルベルクでも多分適用されたものと考えられる。というのは、1585年12月1日、プファルツ選帝侯国の摂政としてヨーハン・カジミールは、シェーナウの毛織物製造業者に対しても、フランケンタールやオッテルベルクに倣った染色規定の適用を認めているからである⁴³⁾。

ところでフランケンタールの市会自身は、ツンフト規制のこれ以上の強化に必ずしも賛成ではなく、1602年には、ノイシュタットの上級管区長に、多数の貧しい亡命者に、移住後、市民権取得までの半年間の待機期間の間、ツンフトに加入せずに毛織物生産に従事することを認めるよう要請しているが⁴⁴⁾、その後も、依然イギリスやネーデルラントなどからの輸入品、あるいはシュパイヤーやアンヴァイラーなどの他の都市の競争が厳しいなかで、フランケンタールをはじめこれらコロニーの紡毛毛織物生産者はますます保守的となって、ツンフト規制強化による競争排除を望み、ついには1603年6月の3コロニーの新協定は、① 組合員または親方は稼働させうる織機を1台に限る、② 規定された料金で最も適当と思われる他の同職組合員に仕上げを請け負わせる *laisser faire à façon* ことは許

されるが、外部[3コロニー外?]に対しては認められず、1/2グルデンの罰金を科す、③ 同職組合加入に4年間の徒弟修業(梳毛と紡績のみの場合には2年)と親方への15グルデンの支払いを、さらに同職組合への登録に3グルデン(親方に1,組合2)を支払うこと、徒弟修業を途中で放棄して立ち退いた場合には、7.5グルデンの罰金を科す、などの規定を追加するなど、ツンフト規制を著しく強化している。またフランケンタールの紡毛毛織物ツンフトに所属する剪毛工には1612年から、2年間の修業義務が盛り込まれた⁴⁵⁾。

さて、これら3コロニーの紡毛毛織物生産の規模を確定することは難しいが、フランケンタールについては、1592年の織布工ないし織元 *Tuchmacher*, *Drapier* の数が約60名であり、縮絨水車が2基(ただし1616年に1基追加)であったから、年間で約2,000反程度であったと考えられる。一方サンクト・ランプレヒトでは、紡毛毛織物業ツンフトの名簿は1599年からしかえられないが、最高で1622年まで延べで62名が登場するが、各年度では最大で32名である。ただし、このほか雇い職人織布工が総数でどれだけ存在したかが不明であるが、1593年には縮絨水車は3基を数え、その後16世紀の間に1基、1601年に1基と合計5基を数えていた。しかし、全部の縮絨水車が年間1,000反を処理したとするのは過大であろうから、4,000反、同じくオッテルベルクの2基の縮絨水車が2,000反であるとすれば、シェーナウを加えて、9,000~10,000反程度であり、16世紀のフランドルと比較すれば、その製品の格や価格は別として、アルマンチエールの約4割、ニューケルケとほぼ同等の生産高であった⁴⁶⁾。

さて、梳毛毛織物であるサーイ(ホントスホーテ織)製造業 *Hundtschotische Sayenmacher*, *Hundtskutt-Macher* についての規定がプファ

42) *Articles du Prince* (1581), in: Bühler, a. a. O., S. 138-141. このフランス語の規定の第1条から第4条までは失われているが、同様のドイツ語の規定が対岸のシュパイヤー司教領のグレーフェンハウゼン向けに発布されており、ビューラーはそれをもって補充している。Ziehner, a. a. O., S. 48.

43) Ziehner, a. a. O., S. 47. フランケンタールの市会自身も、1593年に、富裕な生産者による羊毛買い占めを防ぐため、ミクルマス以前の買い入れを禁じようとしたが、生産国のヘッセンやマインツの報復をおそれて中止した。S. 64.

44) *Les ordonnances faites à Frankendall par trois Mestiers de S. Lambert d'Otterberg et de Frankendall L'an 1603 au moi de Jiny*, in: Bühler, a. a. O., S. 140. 45) Ziehner, a. a. O., S. 51.

45) Ziehner, a. a. O., S. 51.

46) K. Kiefer, a. a. O., S. 131-3. および前出注 4)

ルツで初めて登場したのは、プファルツ選帝侯国がカルヴァン派に復帰してシェーナウに旧住民が戻った直後の1584年5月3日のことで、摂政のヨーハン・カジミールの名で15箇条からなる『シェーナウ・ホントスホーテ織製造業条例』Hundtskutt-Macher Handwerksordnung zu Schönaue が発布された⁴⁷⁾。その直接のきっかけは、シェーナウで親方や雇い職人の一部が、その紡毛織物を棄て、訓練をうけることなくホントスホーテ織の生産に参入し、粗悪な製品で商人や一般市民に損害を与えたのみならず、既存のホントスホーテ織生産者の評判を損なって売上を落としたとされたことで、① 2年間の徒弟修業を義務付け (§§. 1, 2), ② その後当地で親方として登録されるにあたり、シェーナウで修業したものは1/2グルデン、他の地で修業したものは6グルデンを支払うべきこと (§. 3), ③ 奉公人 Knecht ないし紡ぎ女 Spinnerin などの雇い人の引き抜きの禁止 (§. 4), ④ 製品は広幅物 Breite Hondskutt [経糸2,300本, 幅2 1/3 [ハイデルベルク] エレ, 長さ44エレ] (§§. 6, 7), 小幅物 schmalere Hundskutt [経糸2080本, 幅2 1/16エレ, 長さ同上] の2種類とする, ⑤ 親方は7台以上の織機を稼働させてはならない (§. 14), ⑥ 2〜3名の親方を検査官に任命して適正な製品に鉛の検印を捺すこと, などを定めている。

一方フランケンタールでは、フランクフルト・アム・マイン時代から引き継がれていた製造規則は、1585年2月20日に『上級管区財務官』Landschreiber のフェークリン Ernst Vöglin によって暫定的に公認されたが、この手工業者たちが、グローブグリュン織 Grobgrün (Grosgrain) [毛または絹の目がつんでしっかりした横畝生地] をも兼営するようになったことにより、両者の製品品質保証のため新規則制定の必要にせまられて、1590年9月8日、55箇条のサ

ーイ織条例と21箇条のグローブグリュン織条例が発布され、両者は同一のツンフトに所属することになった。それによれば、① サーイ織の規格は、経糸2296本で幅7.31 [ネーデルラント] エレ, 長さ36エレで, (§§. 3, 6) ② 最初に十分に青に染めたのち、見本Stahlに従って黒、緑、渋色 (?) Tannet, すみれ色 Veilfarbe, 褐色の5色のいずれかに染めることが義務付けられ、④ 徒弟修業期間は1年半と定められたが、市民権を取得しないもののツンフト加入、またツンフト未加入者の親方資格は否認され、⑥ 織機台数は3台以下に限定された。またグローブグリュン織の方は、広幅物 breiter 2,200本, 幅1.5625エレ, 長さ38エレと小幅 schmalere, 1,600本, 1 1/16エレの2種類と定め、検査に合格しないグローブグリュン織をフランケンタール外に販売することを禁じている。なお、ホントスホーテ織の徒弟修業をしたものにたいしては、特別の修業を求めないことを定めている。したがって、この場合でも、紡毛織物ほどではないにしても、フランクフルト・アム・マインに比してツンフト規制の強化が認められている⁴⁸⁾。

結局、フランクフルト・アム・マインからさらにこのプファルツに移植された新毛織物工業は、伸び悩んだまま30年戦争で壊滅したといえよう。

以上のように、フランケンタールなどのプファルツの諸ネーデルラント人亡命者コロニーの毛織物生産は、零細な独立の生産者の手で営まれ、おそらくは染色・仕上げも殆ど自分の経営で行い、紡績も家族労働に頼って、せいぜい1〜2名程度の住み込みの紡績女工か職人か徒弟を使用していたのであろう。ただし、この他に、寡婦・独身女性や他の職種の家族が家内労働や住み込みの紡績女工・徒弟として働いたり、日雇いあるいは職種不明者のうちの貧民層が実際には雇い職人として毛織物工業に携わってい

47) "Die Schönaue Tuchmacherordnung vom Jahre 1584", *Mannheimer Geschichtsblätter*, X (1909), 204-10, 256-263.

48) "Die Saien- und Grobgrünordnung vom Jahre 1590", *MFAV*, 28 (1920), 7, 16, 24.

た可能性はある。この点は資産の分布からも明らかで、半数以上が、資産をもたず、残りも殆どが500グルデン以下のところに集中している。そして、独立の剪毛工や染色業者の数は非常に少ない。生産者同士または商人からの問屋制前貸しも考えられるが、毛織物製造規則でみる限り、この点での紛争に関する規定が全く入っておらず、また周辺農村への問屋制前貸しも勿論痕跡がまったくない。毛織物工業関係で、最大の資産家は1,000グルデンの所有者が紡毛毛織物、梳毛毛織物、剪毛工に各1名いるのみで、フランクフルト・アム・マインにみられた富裕な大企業家——問屋織元ないしマニファクチャー経営——は殆ど見当たらない。ただし、職種不明の区分のうちに含まれる富裕者の一部は、繊維関係の羊毛や毛織物取引に従事して問屋商人としても機能していたかも知れないが、それも絹やタペストリーの方が目立つ。

そしてまた、もともとこれらのコロニーが他の現地ドイツ人住民から隔絶した僻地にあったことと、亡命ネーデルラント人も独自の宗教的・行政的自治を守ったこと、そしてプファルツでは農村工業も殆ど展開していなかったことが加わって、都市内を別にすれば——サンクト・ランプレヒトに隣接した小村落グレーフェンハウゼン Grevenhausen を除いては——、ドイツ人への技術移転も全く見られなかったし、領邦側にも積極的な姿勢はなかった。

これらの毛織物は、すでに1580年代からフランクフルト・アム・マインの大市に姿を現し、他方で、羊毛は、現地産のものに加えて、オーバーライン各地域、さらにヘッセンやロレーヌのものも、ここを経由して、あるいはシュトラスブルクの商人の手を経て購入されている。しかし、その価格は、1624年のシュトラスブルク商人の査定によると、フランケンタール製品で一反につき16—24ライヒスターラー Reichstaler (Rtl.)、シェーナウ産が12Rtl.であり、在来ドイツ産の毛織物に比しては高い格付けであるが、イギリス産の上質毛織物の60、南ネーデ

ラント産の30の下に評価されており、見本としたイギリス産のロンドン織 Lindischer Tuch (36Rtl.)よりも下に位置付けられる、下級の紡毛毛織物カーギー (15Rtl.)とほぼ同格に扱われていたことがわかる。他方で、新毛織物系統の製品は、フランクフルト・アム・マインのメッセで一定の地位を占めた形跡は見当たらない⁴⁹⁾。

《補論》17世紀におけるプファルツ選帝侯国の 新都市建設——要塞都市マンハイムとリックス ハイム——

さて、ほぼ1600年を境にして——とりわけ1609年の『12年休戦』によって——北ネーデルラント(オランダ連邦共和国)の独立は動かしがたいものとなり、その後のドイツ諸邦のネーデルラント人誘致政策も大きな転換を迎える。そこで、この時期のプファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)の30戦争に先立つ新都市建設の最も有名な事例であり、また17,8世紀以降プファルツ選帝侯国最大の都市、後には首都にもなるマンハイム Mannheim、およびロートリゲン(ロレーヌ)でのプファルツの飛び地に設けられた最後の亡命者コロニー、リックスハイム Lixheim の建設過程とその後の運命を概観して、旧コロニーとの対比を試みたい。

プファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)の中心部、ネッカー川とライン川の合流地点には、領邦関税徴収所 Zollburg のある、人口7~800(1577年当時162戸)ほどのマンハイム村と、中世以来のラインハウゼン城 Burg Rheinhassen やアイヘルスハイム館 Schloß Eichelsheim が存在するのみで、軍事的な拠点は全く置かれていなかった⁵⁰⁾。しかし、この農村マンハイ

49) Dietz, a. a. O., S.277. [1ライヒスターラーは、当時ほぼ4グルデン。Vgl., F. Bothe, *Frankfurts sozial - wirtschaftliche Entwicklung vor dem dreißigjährigen Kriege und der Fettmilchaufstand (1612-1614)*, II (Frankfurt a.M., 1920), 159.]

50) マンハイム市の初期の歴史については、E. Gothein,

ムを取り壊して新しい強力な要塞フリードリッヒスブルク Friedrichsburg と、これに隣接した新都市マンハイムの建設計画が、ゾルムス＝フンゲン伯 Graf Otto von Solms-Hungen (軍総司令官 Marschall)らプファルツ選帝侯国の首脳部の間で浮上したのは、1597年のことである⁵¹⁾。プファルツ選帝侯国は、ヨーロッパのカルヴァン派諸国の同盟の重要な一員として、とりわけオランダ独立戦争を陰に陽に支援してきたが、ライン左岸は、スペイン本国からジェーノヴァ、フランシュ・コンテを経て南ネーデルラントを結ぶ、かの『スペイン街道』die spanische Straße

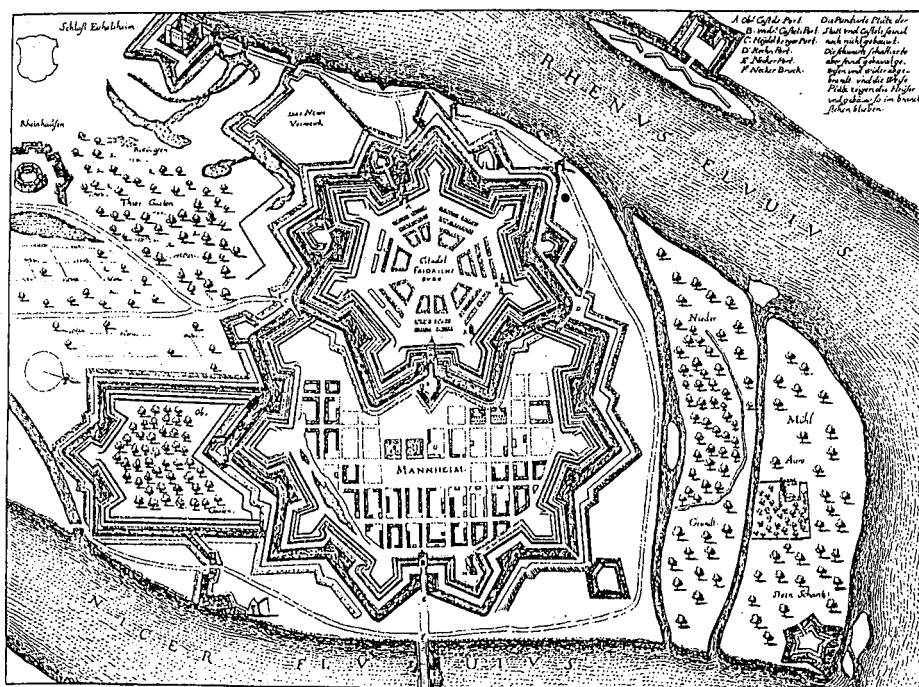
“Mannheim im ersten Jahrhundert seines Bestehens”, ZGORh, NF.IV (1889), 129-211; F. Walter, *Geschichte Mannheims von den ersten Anfängen bis zum Übergang an Baden (1802)* (Frankfurt a. M., 1907, Unveränderte Nachdruck, 1977), S. 114 ff.; K. Wolf, “Zur Gründungsgeschichte von Stadt und Festung Mannheim”, *Mannheimer Geschichtsblätter*, XXXVIII(1937), 85ff.; [M. Schaab], “2. Geschichte der Stadt”, in *Die Stadt- und Landkreise Heidelberg und Mannheim*, hrsg. von Staatlichen Archivverwaltung Baden - Württemberg, Bd. III, Karlsruhe, 1970, 83,92 に加えて, V. Press, “Graf Otto Solms-Hungen und die Gründng der Stadt Mannheim”, *Mannheimer Heft*, 1975, 9-23 を参照。

- 51) V. Press, *Calvinismus und Territorialstaat. Regierung und Zentralbehörden in Kurpfalz 1559-1619* (Stuttgart, 1970), S.406-8; すでに, 1568年, プファルツ選帝侯フリードリッヒ 3 世は, マンハイムで, 私的取引に偽装してネーデルラントに送られたスペインの戦費銀 150 万 レアル Real を差し押さえている。Vgl., Walter, *a. a. O.*, S.103-4. この計画を推進した中心人物のゾルムス＝フンゲン伯オットーは, 兄の宰相 Großhofmeister ゾルムス＝ブラウンフェルス伯ヨーハン・アルブレヒト Graf Johann Albrecht von Solms-Braunfelsや, ヴィットゲンシュタイン伯 Graf Ludwig von Sayn-Wittgenstein, オーバープファルツ総督のアンハルト侯 Fürst Christian von Anhalt とともに, カルヴァン派の中心的勢力で, 同じヴェッテラウ地域 Wetterau 出身のナッサウ＝ディレンブルク伯(オラニエ公の弟で, ハーナウ伯の後見人) Graf Johann VI von Nassau-Dillenburg とともに緊密であった。このマンハイム要塞計画のため, 1597年に, ナッサウ伯ヨーハン 6 世の子ヨーハン 7 世から, ノイ・ハーナウの設計図がオットーのもとに送られたのがこの始まりである。Wolf, “Zur Gründungsgeschichte”, 86ff.

に面しており, 一朝ことあるときには通過するスペインの援軍やその兵站線を脅かすことが求められていた。そのうえ, 他方でもようやく宗教和平を達成して王国統一を果たしたアンリ 4 世のフランスの脅威が, 西からひしひしと感ぜられた。そのため, 急遽, 新しい強力な軍事基地を築く必要に迫られたが, その候補地として選ばれたのが, このマンハイムと, フンスリュック Hunsrück 山中のキルヒベルク Kirchberg (バーデンとの共同統治領)である。この計画に直接大きな刺激となったのは, ノイ・ハーナウの建設であった。ルター派帝国都市フランクフルト・アム・マインは, その後にもネーデルラント系カルヴァン派への様々の宗教的差別を繰り返し, それに抗議する同市のネーデルラント人は, 隣接のハーナウ＝ミュンツェンベルク伯領 Grafschaft Hanau-Müntzenberg の首都ハーナウに接して, 大幅な自治権を保証された新都市, ノイ・ハーナウ Neu-Hanau を建設し, そこに移住することを求めて, 領邦君主と交渉中であり, それがちょうど同年 6 月 1 日に妥結していた。さらに, 他の領邦でも, 1599年からヴュルテンベルク公国によって, シュヴァルトヴァルト山中に新都市フロイデンシュタット Freudenstadt が建設されたし, また, 1602年には, ノイ・ハーナウを参考にして, ホルシュタイン＝シャウムブルク伯 Graf Ernst zu Holstein-Schaumburg は, 同じくネーデルラント系カルヴァン派移住者にたいして宗教上の差別を続けたハンブルクからの移住者を誘致するため, 隣接した所領アルトナ Altona に都市特権を授けて, 宗教的自由をあらゆる宗派に保証していた⁵²⁾。

- 52) ノイ・ハーナウの建設過程については, H. Bott, *Gründung und Anfänge der Neustadt Hanau 1596-1620*, 2 Bde. (Marburg, 1970-71). また, アルトナについては, Bütfering, “Niederländische Exulanten”, 369 ff., フロイデンシュタットについては, M. Schaab u. a., “Neuzeitliche Gründungstädte in Südwestdeutschland”, ZGORh, CXXXIII(NF. XCI, 1985), 111-15.

第4図 1645年当時のマンハイム(フリードリヒ要塞とマンハイム市)

M. Merian, *Topographia Germaniae* (M. Schaab, *Geschichte der Kurpfalz*, 2, S. 104, Abb. 17)

0 200 500m

しかし、この要塞建設の巨額の費用を調達するのは、すでに財政が窮迫していたプファルツ選帝侯国にとって容易ではなく、また旧マンハイムの村落を取り壊したあとの農地補償や住民を新市の市民とすることかどうか、2,000人にもよる労働力の調達、などの難問を抱え、諸都市や各管区の債務保証をえて具体化し選帝侯の同意をえたのが1605年7月2日のことであった⁵³⁾。こののち、旧村落住民の立ち退きの交渉に入ったが、新都市市民へ編入されて特権と自由を与えるよう求める農民側と、新しい南ネーデルラント人亡命者の移住を計って商工業を発展させ、巨額の建設費も回収せんとするゾルムス伯

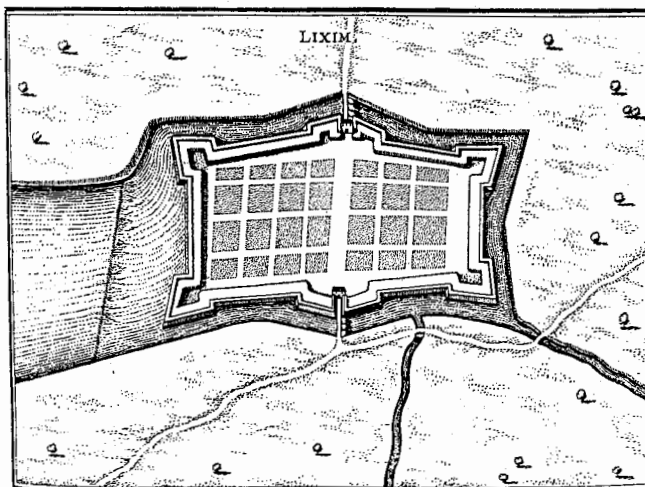
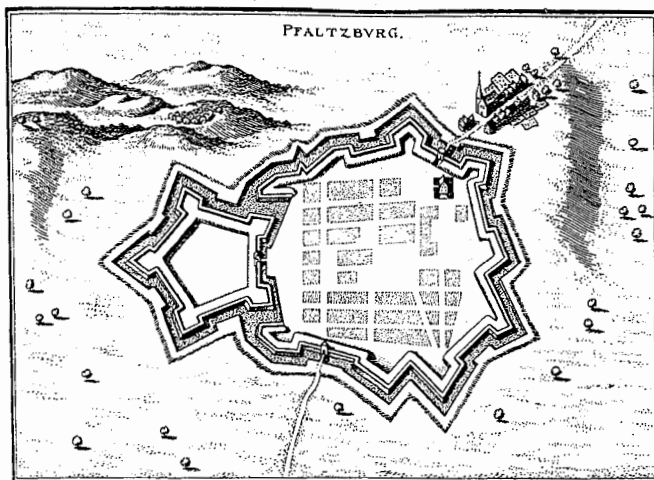
の意向は折り合わず、結局、農民の移転問題は、1606年2月17日御料地ラインハウゼンの一部との交換協定が農民に押し付けられた⁵⁴⁾。こうして、1607年1月24日には選帝侯フリードリヒ4世の名で、13箇条からなる最初の『新都市=要塞マンハイム特権状』*Freyheiten und Begnadigungen ... neuen Stadt vnd Vestung Mannheim*が、ドイツ語、フランス語、ネーデルラント(低地ドイツ)語、ラテン語の4語で作成、公布されている⁵⁵⁾。とりわけ、第5条で、市会 *Rath* の設置、年市と週市のほか、第11条では、皮革と羊毛の指定市場権をここに与え、また第13条

53) Press, "Graf Otto Solms-Hungen", S.12; E. Gothein, "Die Landstände der Kurpfalz", *ZGORh*, 42, NF.III (1888), 1-76.

54) Press, "Graf Otto Solms-Hungen", 15.

55) Abdruck in: F. Walter, "Die ersten Privilegien der Stadt Mannheim vom Jahre 1607", *Mannheimer Geschichtsblätter*, II(1901), 126-29.

第5図 1645年当時のプファルツブルグとリックスハイム)



M. Merian, *Topographia Germaniae* Rheinpfalz in 1672, Wiederdruck, Bärenreiter Verlag, 1963

の宗教条項は、かつてのフランケンタールなどの場合と同様に、改革派の信仰をその代々にわたって保証し、牧師などの教会役員、教師などの任命を認めているが、この段階では、アルトナのように、カトリック、メンノー派、ルター派なども含めたあらゆる宗派の信仰の自由を保証したのではなかった。注目すべきは、この要塞=都市建設にオランダの軍事技術者の影響が顕著なことで、当時オランダ独立戦争は野戦から攻城戦の段階に移って、軍事工学技術も格段に発展していた。とりわけオランダ連邦共和国の総督=軍総司令官であったマウリッツ・ファン・ナッサウの要塞建設総監 Generaalfortificatiemeester のヨーハン・ファン・レイスウェイク Johan van Rijswijk が最初の設計に関わっており、またかの高名な数学者で築城家のシモン・ステーヴィン Simon Stevin も、設計について、オランダのブレダやクーフホルデン Coevorden など要塞の経験に基づく鑑定書を求められている。

さて、マンハイムの建設は、要塞を再優先に進められたが、資金と労働力不足から遅滞し、また、ネーデルラントからの新規の亡命者は容易に集まらなかった。わずかに1568年にプファルツ=フェルデント伯 Pfalzgraf Georg Hans von Veldenz が建設して、84年にロレーヌ公国に売却されたプファルツブルク Pfalzburg からの移住者などを合わせて、『何人かの有力な商人を含む数百家族』が見られたが、決して思うような人数には達しなかった。しかし1608年に、帝国都市フランクフルトで、都市当局が火災に遭った市外のカルヴァン派教会の再建を禁じたことから、再度ネーデルラント人亡命者との紛争が激化し、ネーデルラント人亡命者の一部に退去の動きが現れてきた。そこで、ゾルムス伯は、この機会を捕らえて、彼らのマンハイム移住を勧誘した。それでも、彼らはフランクフルト・アム・マインに近いオッペンハイム Oppenheimの方を選び、選帝侯も1609年6月3日付で、彼らの代表と別途13箇条の『協約』Capitulation

を締結してその権利を保証した⁵⁶⁾。こうしたなかで、マンハイムがともかくも正式に都市として登場するのは、ようやく1610年以降である。しかし、1610年にフリードリッヒ4世が亡くなり、しかもアンリ4世暗殺でフランスからの脅威も和らぐと、摂政のプファルツ=ツヴァイブリュッケン公ヨーハンのもとで工事のテンポは緩められ、ようやく1614年以降、フリードリッヒ5世の成人とヨーロッパ情勢の急転のもとで、再び全力で再開されるが、それでも1622年には、まだ都市の敷地の半分が埋まったのみで、——守備隊を除いて約1,200人⁵⁷⁾——、ネーデルラント人は皆無に近く、移住者の多くはフランス系で、1607—8年に最初の牧師オーティル Balthasar Autileの下でフランス語系教会が発足した⁵⁸⁾。そして、その後、フランケンタールなど他のコロニーからも移住が見られたものと思われる。ただし、住民の半数はもとの農民であった。選帝侯フリードリッヒ4世は、1614年には、マンハイムでの毛織物生産を援助するため、レーバツハ Rehbach bei Neuhausen に国費で縮絨水

56) F. Bothe, *Geschichte der Stadt Frankfurt a. M.*, (Frankfurt a. M., 1913; Neudruck, 1966) S.388; ders., "Fürstliche Wirtschaftspolitik und die Reichsstadt Frankfurt vor dem dreißigjährigen Kriege", *Archiv für Frankfurts Geschichte und Kunst*, IV-2(1929), 115-122. このオッペンハイムへの移住者に対する『特許状』ないし『協約』Vertrag, Capitulationの全文は、S.116-20に掲載されている。これら外国人 Welscheの代表には、Nicolaus Malapert(生糸=絹物商人), Balthasar von Seidterdt [Sittard] (金細工師), Johann Cornett, Heinrich Schiltt (製糸業), Joan le Bleu, Hans Dietrich de Bry(書籍商人), Jacques van Gharven [Jakob von Gerben] (真珠加工), Jorig Altrogge(アントウェルペン出身の葡萄酒商人)など残留ネーデルラント人亡命者教会の有力な商人が含まれているが、どの程度の人数で、どれだけ持続したか不明である。

57) 1622年当時のマンハイム(都市)の家屋分布については、Walter, *Geschichte Mannheims*, Karte an S. 138. 人口推計は、Schaab, "Neuzeitliche Gründungsstädte", 134.

58) マンハイムのフランス語系教会については、H. Tollin, "Die wallonisch-französische Colonie in Mannheim", *Geschichtsblätter des deutschen Hugenottenvereins*, Zehnt IV, Heft 3 u. 4(1894), 4-5.

車を建設し、これを紡毛毛織物製造業者に賃貸しているが、紡毛毛織物が30年戦争までにどの程度まで発達していたかは不明である⁵⁹⁾。

さて、キルヒベルクの要塞化の方は、いちはやく立ち消えとなり、代わりに登場したのが、ロレーヌの、プファルツブルクに近く(西8.75km)、『スペイン街道』からわずか2.5km北方のリックスハイムである⁶⁰⁾。ここにはベネディクト派の修道院分院 Priorat があり、近くの旧リックスハイム村 Alt-Lixheim を含めてプファルツ選帝国が16世紀初頭から守護権 Vogtrecht を獲得しており、1528年に消滅したこの分院は、1555年にローマ教皇との協定でハイデルベルク大学に移譲されて、選帝侯が賃借していたが、1602年にここをハイデルベルク付近の所領と交換して御料地に編入したのち、1605年には、ゾルムス伯のもとで、マンハイムと平行して要塞=守備隊駐屯地 Garnison を建設し、南への出撃拠点を設け、同時に周辺からのカルヴァン派の

亡命者を受け入れる計画が浮上した。こうして、1608年2月22日の『協約』Capitulation が選帝侯と移住者代表11名との間で交わされているが、それによると、『ロレーヌ、ルクセンブルク Lützelburg, ナッサウ=ザールブリュッケン伯領 Grafschaft Nassau-Saarbrücken などの諸領邦の良民たち ehrbare Leutheからの願いにより』、リックスハイムを亡命地として提供することを約しており、ほぼフランケンタールやオッテルベルクなどと同一の形式をとっている。1623年までの移住者は少数のドイツ人——特にプファルツ側の役人——を除き、フランス名が殆どであり、ネーデルラント人は見当たらない。彼らは、フランス王国ではなく、ロレーヌ公国出身や、かつてザールヴェルデンやエルザスのマルキヒなどに亡命していた、ワロン=フランス系の再移住と思われ、その数は、1,365人にも達した。職種は、毛織物や時計・貴金属などの輸出産業ではなく、通常の手工業が多い。さて、ここでの都市建設も、オランダの影響を受けたようであり、現在もなお残る基盤目状の街衢を、四隅に稜堡 Bastion を具えた長方形の城壁と堀が囲んでいたが(第5図)、城砦を欠いて軍事的拠点としてはプファルツブルクよりも遜色著しく、30年戦争の勃発の後、ようやく1619年から23年までプファルツ選帝侯国軍やプファルツ=ツヴァイブリュッケン公国軍が駐屯した。その後、1623年には、本土を占領されたプファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)は、これをロレーヌに売却して、なお、暫くはカルヴァン派の信仰は認められていたものの、次第に圧迫と差別が強められ、カトリック化と住民の流出が進むことになった⁶¹⁾。

59) この縮絨水車賃貸契約文書は L. Zihener, "Die Mannheimer Walkmühle bei Neuhausen", *Mannheimer Geschichtsblätter*, XXIX(1928), 14-18 に復刻。

60) リックスハイムの初期の歴史については、H. Eichelmann, "Lixheim. Ein Beitrag zur Geschichte und Heimatkunde der Stadt", *Geschichtsblätter des deutschen Hugenottenvereins*, Zehnt XIII, Heft 10(1910), 1-75, besonders, 11-23; A. Girardin, "Lixheim. Die Gründung einer Hugenottenstadt in Lothringen und das Schicksal ihrer Bewohner im 17. Jahrhundert", *Geschichtsblätter des deutschen Hugenottenvereins*, Zehnt XVIII, Heft 3(1978); H. W. Herrmann, "Pfalzburg und Lixheim", 13-26などを参照。1608年の『協約』の全文は、EichelmannとGirardinに、それぞれ、現代綴に直して収録されているが、原文書の所在文書館は記載されていない。この『協約』では、フランス語とドイツ語双方に堪能な牧師と教師に任命が認められているが、旧修道院教会以外の旧施設の供与はない。賦役や人身支配権、相続税 Hauptrecht のみならず、入居税や退去税 In- und Abzugsteuer も免除され、領邦の直接税 Schatzung も20年間免除された。 (§.5) また、旧修道院森林からの家屋建築用の木材切り出しや、フランケンタールやシェーナウと同様、御料森林の利用権や縮絨=製粉水車設置権、耕地、牧草地の貸与 (§§. 10~14) が認められている。

61) リックスハイムへの移住者は、近くのザールヴェルデン伯領の Rauweiler, Görlingen, Kirberg などの旧フランス語系亡命者コロニー——人口過剰やルター派領邦教会の監察 Visitation 強化のなかで——やナッサウ=ザールブリュッケン伯領の Ludweiler(ザールブリュッケンの北。メッツからの亡命農民のコロニー)、エルザスの Bischweiler(プファルツ=ツヴァイブリュッケン公国領)、Markkirch などからの移住

V. 結び

1562年に帝国都市フランクフルト・アム・マインのカルヴァン派圧迫に抗議して、ここを退去し、プファルツ選帝侯国に迎え入れられたネーデルラント人亡命者は、旧修道院フランケンタールとシェーナウを与えられ、一定の宗教的・行政的自治を保証されながら、その後、さらにサンクト・ランプレヒト、オッテルベルクなどの新しいコロニーを築いた。このように、どこまでも信仰の自由を求めて、ラインの平原の低湿地、あるいはハールトやオーデンヴァルトの森の奥深い、現在でも不便な辺鄙の地にあるこれらの旧修道院の施設に移った彼ら亡命者の、強い情熱の前には、改めて感嘆を禁じえない。

これらプファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）への亡命者の主力は、フランドル西南部の、かの『偶像破壊運動』の中心となった、「ベレ代官区」や「カッセル代官区」、そしてホントスホーテ、ニューケルケなど農村毛織物工業地帯——とりわけサーイなどの新毛織物工業地帯——から亡命した手工業者が主力であり、それにアウデナールデのタペストリー織の生産者、そしてフランス＝ワロン語系では、すでに勃興しつつあったリエージュやリンビュルフ、スタヴロー＝マルメデー地域紡毛織物生産者がここに集中している。他方、フランクフルトですでに有力な集団であったリール、ヴァランシアンヌ、トゥルネーなどの有力な商人や企業家層やアントウェルペンの大商人・企業家たちは、差別をあえて忍びながら、フランクフルトやケルン、ハンブルクなどの経済的中心都市を選び、プファルツ選帝侯国には、その後の再三の勧誘にも応じなかった。

こうして形成されたプファルツのネーデルラント人コロニーは、宗教的指導者ダテヌスの宮廷牧師としての活動や、かの『ハイデルベルク

教理問答』Heidelberger Katechismusのネーデルラント語訳に見られるように、プファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）の第2次宗教改革においても、またネーデルラント本国のカルヴィニズムに対しても、多大の貢献を果たし、またオランダ独立戦争のさなか、国外の後方基地として故国の教会に牧師を送り出した。また、後にはライデン大学教授として活躍する高名な神学者ユニウスや、オランダ風景画家の先駆ヒリス・ファン・コーニクスローなどの文化人にも、安住の地を提供してきた。

しかし、全ヨーロッパ経済史的観点からもっとも興味のある点として、プファルツ選帝侯国が、フランドルの新毛織物工業やその他の新産業の移植にどこまで成功しえたのであろうか。その点で、プファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）側には、このような動機、とりわけドイツ人住民への伝習への要求が当初から希薄であり、また商業や工業の誘致への積極的支援も殆ど見られなかったものであり、イングランドの場合やドイツの帝国都市の経済政策と、かなり様相を異にしていた。すなわち、プファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）内部には、ニーダーライン地方の諸領邦都市、たとえばヴェーゼル Wesel に匹敵するほどの都市繊維工業は全く未発達であり、いわんやフランドルで展開していたような農村工業もまったく存在していなかった。

一方のネーデルラント人亡命者の側は、プファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）の領邦国家の行政・領邦教会体制——なお、一部で法的には人身支配権さえ残存し、ますます領邦国家の行政＝徴税が強化されるなかで——、またフランクフルトなどでの経験から、閉鎖的な都市共同体（特権都市）と独自の教会——領邦教会の統制から一定の程度自由な独自の教会、とりわけ自国語による説教ないし儀式と学校教育の維持——を望み、結局周辺のドイツ人社会から孤立した集団が形成された。したがって、周辺への技術移転が殆どみられなかったのみなら

者が多い。これらのコロニーについては、cf. P. Denis, *Les églises d'étrangers*, pp. 406-8.

ず、国際市場への販路から隔てられ、またスペイン産の上質の羊毛も手に入らぬプファルツの諸コロニーの新毛織物工業は停滞しつづけ、16世紀末には次第にツンフト工業へと変質し始めたし、ヴェルヴィエやフランドルなどからの遺産を受け継いだ紡毛織物も、すでに1603年当時、イギリスやネーデルラントなどの競争と販路の閉塞に苦しめられるなかで、そのツンフト規制を著しく強化し、停滞に陥っていた。そ

れゆえ、プファルツの諸コロニーの新毛織物も紡毛織物も、もうすでに、30年戦争による戦乱と皇帝＝カトリック勢力による占領に先立って、もはや資本主義的発展への展望は欠いていたのであり、その主導権をライデンなどの独立を果たしたオランダ連邦共和国の都市工業、やノリッジやコルチェスターなどのイングランドの諸中心に奪われ、大きく引き離されて行くことになるう。

付表1 フランケンタール1584年職種別財産額

財産額(グルデン)	農業	手工業	商業・サービス	公職・自由業	日雇い	職種不明	寡婦	被後見人	市外居住者	総数
0 (免税)	4	5	0	2	4	6	14	5	0	40
0(営業収入納税)	6	99	18	3	30	5	15	0	0	176
99以下	0	1	1	0	0	0	0	9	0	11
100 - 199	0	8	0	3	0	2	5	6	7	31
200 - 299	2	27	5	0	1	4	0	2	2	43
300 - 399	2	15	0	1	0	1	1	7	1	28
400 - 499	0	15	0	0	0	1	1	2	3	22
500 - 599	2	8	1	1	0	3	0	0	1	16
600 - 699	0	2	5	0	0	2	1	3	1	14
700 - 799	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
800 - 899	0	4	2	0	0	1	0	0	0	7
900 - 999	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
1000 - 1999	1	3	1	2	0	5	2	1	1	16
2000 - 2999	0	1	3	0	0	2	0	1	0	7
3000 - 3999	0	0	1	2	0	1	0	0	0	4
4000 - 4999	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
総数	17	190	38	14	35	33	40	37	16	420 ¹⁾
財産額	3037	32641	17990	10450	200	19956	8451	10468	5070	109786
課税額	10.73	138.23	62.17	32.40	8.73	61.40	27.60	43.62	14.85	400.78
評価財産額	3576.63	46076.21	20723.13	10799.89	2909.97	20466.46	9199.91	14539.00	4949.95	133459.74

(1)その他、ニュルンベルク市民，クラクフ市民各1

付表2 フランケンタール1592年職種別財産分布

財産額(グルデン)	農業	手工業	商業・サービス	公職・自由業	日雇い	職種不明	寡婦	被後見人	市外居住者	総数
0(免税)	0	5	0	1	0	6	8	0	0	20
0(営業収入納税)	7	150	7	4	43	31	55	0	1	298
1 - 99	0	0	0	0	0	0	0	4	3	7
100 - 199	2	62	7	0	5	9	7	7	2	101
200 - 299	3	57	9	3	1	8	6	1	6	94
300 - 399	3	24	2	2	0	3	2	7	4	47
400 - 499	3	20	3	1	0	6	1	2	7	43
500 - 599	1	10	5	1	0	5	6	3	2	33
600 - 699	0	8	4	0	0	3	1	4	1	21
700 - 799	1	2	0	0	0	0	0	2	0	5
800 - 899	0	10	2	0	0	5	1	0	5	23
900 - 999	0	1	1	1	0	1	0	0	0	4
1,000 - 1,999	0	4	6	5	0	13	2	2	2	34
2,000 - 2,999	0	0	0	3	0	3	0	1	0	7
3,000 - 3,999	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3
4,000 - 4,999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総数	20	354	46	22	49	93	89	33	34	740
財産額	4218	61694	18658	18595	750	39600	10000	14560	16888	184808
税額	19.07	307.08	75.85	70.37	20.55	160.67	51.77	55.03	64.35	824.73
換算財産額	5085.21	81885.95	20226.16	18764.86	5479.86	42844.26	13804.99	14674.30	17159.57	219922.50

付表3 ノイシュタット1584年職種別財産分布

財産額(グルデン)	農牧業	手工業	商業・サービス	官職・自由業	職種不明	寡婦	被後見人	市外居住者	総数
0(免税)	0	2	2	2	1	3	2	0	12
0(営業収入納税)	5	30	5	4	42	21	0	0	107
1 - 99	0	1	0	0	1	0	6	0	8
100 - 199	0	9	0	1	8	6	8	2	34
200 - 299	0	19	0	1	27	5	4	0	56
300 - 399	0	18	0	1	11	4	7	1	42
400 - 499	0	17	1	0	19	2	4	1	44
500 - 599	0	10	1	0	7	2	3	0	23
600 - 699	0	3	1	0	8	1	2	0	15
700 - 799	0	9	1	0	5	2	1	0	18
800 - 899	0	2	1	1	7	1	1	0	13
900 - 999	1	2	1	0	1	0	2	0	7
1000 - 1999	3	25	6	0	19	4	3	0	60
2000 - 2999	0	3	2	7	5	1	1	0	19
3000 - 3999	0	3	2	0	5	1	0	0	11
4000 - 4999	0	2	2	2	3	1	0	2	12
5000 - 5999	0	0	0	0	3	1	0	0	4
6000 - 6999	0	0	0	0	1	0	0	0	1
7000 - 7999	0	0	0	0	1	1	1	0	3
8000 - 8999	0	0	0	0	0	1	1	0	2
9000 - 9999	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10000 - 10999	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11000 - 11999	0	0	0	0	1	0	0	0	0
総数	9	155	25	19	175	57	46	6	492
財産額	4725	93720	32083	26162	144739	46285	35086	9929	392729
税額	15.88	302.32	98.95	80.07	452.12	143.00	105.22	16.68	1214.23
換算財産額	5293.28	100672.56	32983.00	26689.73	150555.96	47619.00	35038.26	5554.44	404338.59
								4400 ¹⁾	4400 ¹⁾

1) 市外居住非課税者1名財産額

付表4 ノイシュタット1592年職種別財産分布

財産額(グルデン)	農牧業	手工業	商業・サービス	官職・自由業	日雇い	職種不明	寡婦	被後見人	市外居住者	総数
0(免税)	1	2	1	7	0	6	4	1	0	22
0(営業収入納税)	3	32	6	8	6	27	18	1	0	101
1 - 99	0	0	0	1	0	5	3	7	0	16
100 - 199	0	5	0	4	0	24	2	11	2	48
200 - 299	0	15	2	0	0	31	4	6	0	58
300 - 399	0	9	1	1	1	17	3	8	1	41
400 - 499	0	10	0	3	0	13	3	6	0	35
500 - 599	1	11	0	2	0	9	2	0	0	25
600 - 699	1	7	1	1	0	16	2	2	0	30
700 - 799	0	4	0	1	0	7	1	0	0	13
800 - 899	1	5	2	2	0	3	0	1	0	14
900 - 999	0	2	0	0	0	2	0	0	0	4
1000 - 1999	3	20	7	4	0	25	1	5	3	68
2000 - 2999	0	4	1	1	0	9	1	0	2	18
3000 - 3999	2	1	0	4	0	1	2	0	1	11
4000 - 4999	0	0	1	2	0	3	1	0	1	8
5000 - 5999	0	1	0	0	0	4	0	0	0	5
6000 - 6999	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
7000 - 7999	0	0	0	1	0	2	1	0	0	4
8000 - 8999	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
9000 - 9999	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
10000 - 10999	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
11000 - 11999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12	128	22	42	7	207	49	48	10	525
財産額	11869	74010	16550	38235	300	176795	388854	17918	16902	405808
納税額	92.63	600.50	144.95	344.0	6.75	1340.00	297.78	138.43	127.13	3107.98
換算財産額	12350.36	80064.67	19326.18	45865.52	899.98	178662.20	39703.01	18456.87	16950.24	414386.97

付表5 フランケンタール・フランス語教会
役員（長老・副牧師）財産分布

財産額(グルテン)	1584	1592
0	4	0
0(営業収入納税)	0	0
10 - 99以下	1	0
100 - 199	1	1
200 - 299	5	0
300 - 399	4	0
400 - 499	3	0
500 - 599	2	3
600 - 699	1	0
700 - 799	2	0
800 - 899	2	2
900 - 999	0	0
1000 - 1999	4	1
2000 - 2999	2	1
総計	31	8

付表6 フランケンタール・フランス語教会
教会役員 職業・財産（グルデン）

No.	氏 名	1584年職業	1584年財産	1592年職業	1592年財産	在任期間	役職	出身地
1	Ackart, Jacques	(死亡)	(遺産) 700			1581-1583	D	Templeuve
2	Bouton, Joris de ¹⁾	紡毛毛織物製造業	400			1580-1582	A	
3	Cornetz, Jehan de	紡毛毛織物織布工	200			1589-1591	A	
						1583-1584	D	
4	Cousin, Bastian	靴屋	330			1583-1584	D	
5	Dison, Jaques de	紡毛毛織物織布工	800	記載なし	1000	1579-1581	A	Dison
	Dison, Jaques de	行商人	700			1592-1594	A	
						1588-1590	A	
						1588-1590	A	
						1581-1583	A	
6	Dison, Niset de	紡毛毛織物織布工	0			1578-1580	D	Steenbecque
7	Dison, Pierre de	記載なし	500			1583-1584	D	Dison
8	Dison, Thomas de	縁飾り織工	200			1581-1583	D	Dison
9	Fabri, Hubert	床屋	80			1582-1583	D	
10	Fortneux, Simon de	記載なし	400			1588-1590	D	
11	Godin, François	(死亡)	(遺産) 800			1578-1580	A	
12	Humain, Jehan	建物管理役	0			1578-1581	A	
13	Jacques, Denis	商人	1000			1582-1583	D	
						1590-1592	A	
14	Ka, Jean	パン屋	600	パン屋	800	1581-1582	D	
						1589	A	
						1584-1585	D	
15	Mer, Michel de la	記載なし	1500			1583-1584	D	
16	Niset, Thomas	紡毛毛織物織布工	310			1584-1585	D	Dison
						1591-1593	D	
						1586-1588	D	

No.	氏 名	1584年職業	1584年財産	1592年職業	1592年財産	在任期間	役職	出身地
17	Philippi, Daniel	生糸商人	1000			1593	D	
18	Philippi, François ²⁾	ビール醸造	400	旅館Gastgeber zur Sonnen	500	1580-1581	D	
				助役Rath(1583-)		1584-1585	D	
19	Pierrotte, Jean Pierrotte ³⁾	鉄物商人Eisenkremer	2000		2700	1583-1584	D	Heusy
20	Reinsoult, Matt.	靴屋	300			1586-1588	D	(St. Lambrecht)
						1594	A	
						1587-1589	D	
						1586-1588	D	
21	Remi, Pierre	クラブ(ポーランド)市民	不明			1586-1587	A	
22	Rivière, Ami	紡毛毛織物製造業	100	紡毛毛織物織元	150	1592-1594	A	
						1592-1594	A	
						1583-1584	D	
23	Saintiue, Adrian de	タバストリー製造業	200			1585-1587	D	Frankfurt
24	Spita, Jean	紡毛毛織物織布工	260	記載なし	500	1580-1581	D	
						1585-1587	D	
						1590-1592	A	
25	Spita, Wilkin	紡毛毛織物織布工	500	記載なし	500	1592-1594	A	
						1585-1587	A	
						1588-1590	A	
						1592-1594	A	
26	Thieri, Denis	差配	2500			1580-1582	A	Heidelberg
						1586-1588	A	
						1593	A	
27	Thiro, Baudin ⁴⁾	サーイ織布工	300	紡毛毛織物織元	800	1585-1586	D	
						1591-1593	A	Hodimont
						1585-1586	D	
						1591-1593	A	
28	Thomas, Jean	紡毛毛織物織元	200			1589-1591	D	
29	Tre, Remi de	仕立て屋	0			1589-1590	D	
30	Willem, Hubert	(死亡)	(遺産)1400			1569	D	

A:長老, D:副牧師

1) 市長, 1586/87, 1590/91, 1599/1601

2) 市長, 1596/97, 1601/02

3) 市長, 1595/96, 1608/09

4) 市長, 1593/94, 1599/1601

MFAV, 14(1906), 33-34

付表7 フランケンタル市長職業財産

No.	種		在任期間	1584年	1592年
1	1	Anthoni, Pieter	1567 1570	未亡人財産 600	未亡人財産 500
2	1	Bardoul, Boudewin	1594/1595 1600/1601	染色工 666	助役 3186
3	1	Blanckaert, Walrave	1611/1612		剪毛工 1600
4	1	Boerhave, Pieter	1571 1575/1576	農民 1000	不明 600
5	1	Borne, Jan van den	1574/1575 1580/1581	記載なし 2100	小間物商人 1000
6	1	Bossche, Jacob van den	1570	桶屋	不明 1600
7	2	Bouton, Jorg	1586/1587 1590/1591 1591/1592 1594/1595 1600/1601	紡毛毛織物製造業 400	助役 400
8	1	Caspeel, Adam	1589/1590 1595/1596 1601/1602	靴屋 200	助役 200
9	1	Coninxloo, Adriaen van	1573/1574	毛織物商人 (遺産)1000	
10	1	Diamant, Georg	1591/1592 1596/1597 1602/1603 1605/1606		市長 1000
11	1	Diamant, Jan	1574/1575 1582/1583	未亡人財産 4000	助役 400
12	1	Gelekercken, Lambrecht van	1577/1578 1583/1584 1588/1589 1587/1588	靴屋 270	
13	2	Goievert, Hans	1612/1613		不明 1200
14	1	Groote, Claes de	1569	ビール醸造業 900	未亡人財産 500
15	2	Herff, Johann	1585/1586 1592/1593 1597/1598 1598/1599 1604/1605 1609/1610		助役 500
16	1	Hondsbroek, Steven van	1576/1577 1581/1582 1584/1585	建物管理役 500	不明 500
17	1	Liesfeldt, Frantz van	1578/1579 1586/1587 1590/1591		助役 1000

No	種		在任期間	1584年	1592年
			1597/1598 1602/1603		
18	1	Lom, Jan de	1576/1577	不明 400	不明 900
19	1	Meier, Pieter	1592/1593 1597/1598 1598/1599 1607/1608 1612/1613 1616/1617		助役 1000
20	2	Melchior, Mathes	1583/1584 1588/1589 1597/1598 1606/1607 1610/1611 1615/1616		市長 300
21	2	Mulkeau, Antoine	1581/1582 1584/1585	助役 500	
22	1	Orley, Eberhard van	1593/1594 1599/1600 1604/1605 1608/1609	生糸商人 2075	助役 2000
23	2	Philippi, François	1596/1597 1601/1602 1605/1606	ビール醸造業 400	旅館 (zur Sonnen) 500
24	2	Pirotte, Jean	1595/1596 1608/1609 1613/1614	鉄物商人 2000	助役 2700
25	1	Seth, Anthoni	1589/1590 1585/1586	絹縁飾り工 300	
26	1	Sier, Jan	1578/1579	農業 500	
27	2	Thieri, Johann	1584/1585 1589/1590 1593/1594 1599/1600	助役 3000	
28	1	Witte, Jan de	1572 1579/1580	画家 900	

種別 1 : ネーデルラント人 2 : ワロン=フランス人

典拠: 注16) 35)

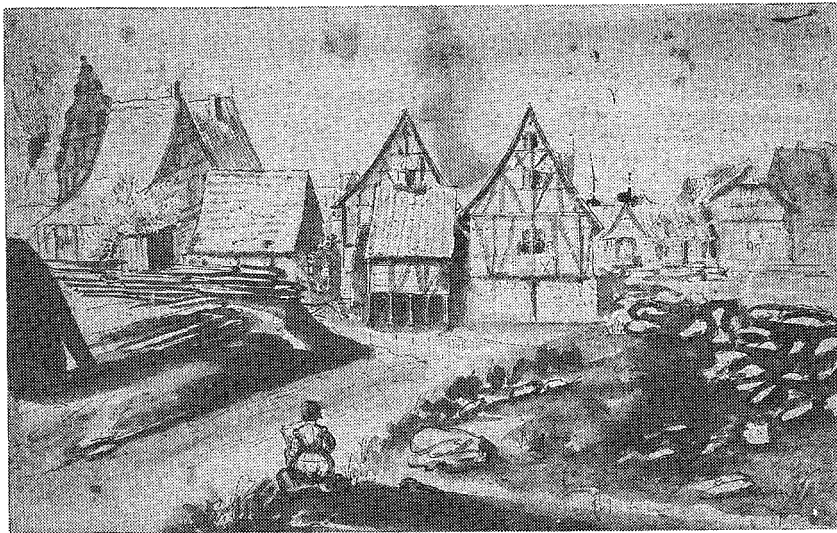
付表8 フランケンタール市長一覧

1	Andries, Merten	1577/1578				1581/1582
1	Anthoni, Pieter	1567				1584/1585
		1570				
1	Bardoul, Boudewin	1594/1595	1	Liesfeldt, Frantz van		1578/1579
		1600/1601				1586/1587
1	Blanckaert, Walrave	1611/1612				1590/1591
1	Boerhave, Pieter	1571				1597/1598
		1575/1576	1	Lom, Jan de		1602/1603
1	Bomberghen, Karel van	1579/1580	1	Martens, Pieter		1576/1577
1	Borne, Jan van den	1574/1575	1	Meester, Andries de		1568
		1580/1581	1	Meier, Pieter		1575/1576
1	Bossche, Jacob van den	1570				1592/1593
2	Bouton, Jorg	1586/1587				1598/1599
		1590/1591				1607/1608
		1591/1592				1612/1613
		1594/1595				1616/1617
		1600/1601	2	Melchior, Mathes		1583/1584
1	Brier, Adriaen de	1580/1581				1588/1589
2	Brier, Pieter de	1607/1608				1597/1598
		1611/1612				1606/1607
1	Caspeel, Adam	1589/1590				1610/1611
		1595/1596	1	Mondelkens, Jan		1615/1616
		1601/1602	2	Mulkeau, Antoine		1573/1574
1	Coninxloo, Adriaen van	1573/1574				1581/1582
1	Diamant, Georg	1591/1592				1584/1585
		1596/1597	1	Orley, Eberhard van		1593/1594
		1602/1603				1599/1600
		1606/1607				1604/1605
1	Diamant, Jan	1574/1575				1608/1609
		1582/1583	2	Philippi, François		1596/1597
1	Dooms, Jan	1567				1601/1602
		1571				1605/1606
3	Geiseman, Heinrich	1609/1610	2	Pirotte, Jean		1595/1596
1	Gelekercken, Lambrecht van	1577/1578				1608/1609
		1583/1584				1613/1614
		1587/1588	1	Punder, Isaac de		1613/1614
		1588/1589	1	Schoonjans, Jan		1569
1	Goievart, Hans	1612/1613	1	Seth, Anthoni		1585/1586
1	Goossens, Adriaen	1614/1615				1589/1590
1	Groote, Claes de	1569	1	Sier, Jan		1578/1579
1	Gugnet, Paul	1610/1611	1	Simon, Nicolaes		1615/1616
		1614/1615	2	Terlon, Johan		1582/1583
2	Herff, Johann	1585/1586				1587/1588
		1592/1593	2	Thieri, Johann		1584/1585
		1598/1599				1589/1590
		1604/1605				1593/1594
		1609/1610				1599/1600
1	Hondsbroek, Steven van	1576/1577	1	Voort, Abraham van der		1616/1617
			1	Witte, Jan de		1572
						1579/1580

1：ネーデルラント人 2：ワロン＝フランス人 3：ドイツ人
典拠：注35)

付図1 1580年頃のフランケンタール

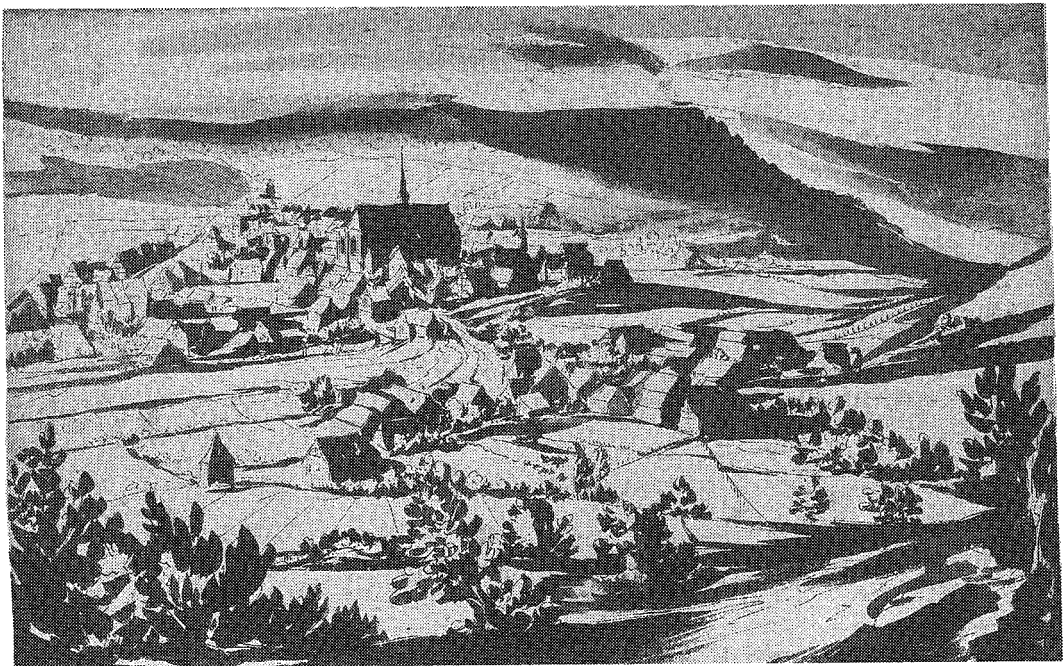
「フランケンタールの屠殺場と水車」Het slagthuis en muilens tot Franckedall



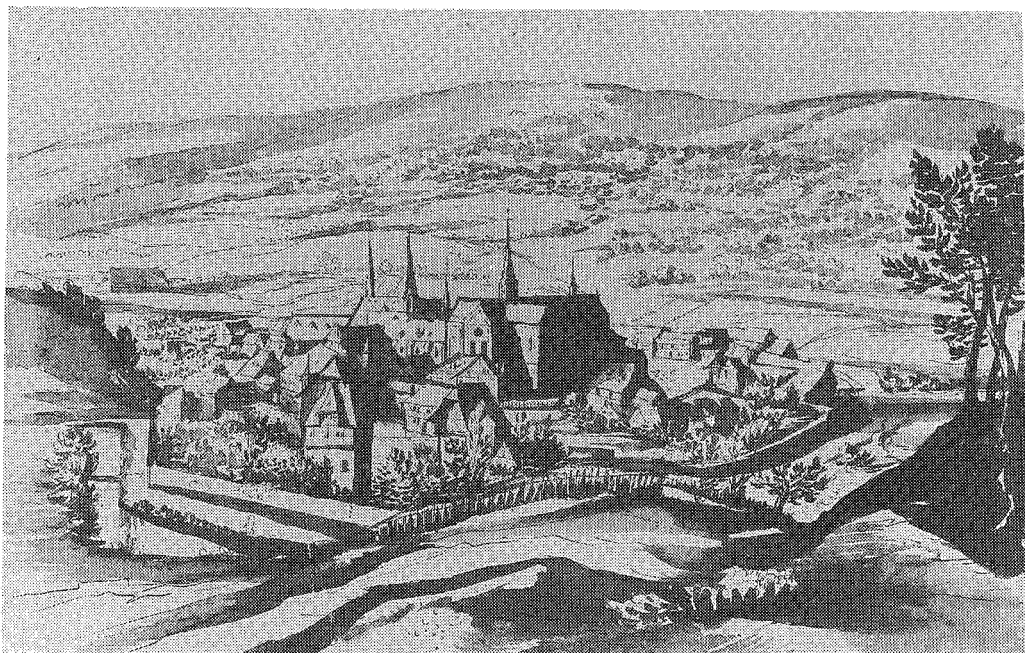
Hessisches Landesmuseum (Darmstadt) 所蔵

付図2 1580年頃のサント・ランプレヒト

(北側より。手前はグレフェンハウゼン)

Heidelberger Meister, *Pfälzisches Skizzenbuch* (Staatsgalerie Stuttgart, Graphische Sammlung) Inv. 114

付図3 1580年頃のシェーナウ
（東側からの眺望）



Heidelberger Meister, *Pfälzisches Skizzenbuch* (Staatsgalerie Stuttgart, Graphische Sammlung) Inv. 113